

に行はれぬこととなる。

(4) 参加引受も他の手形行爲と同一に署名後尙其手に手形ある限り参加引受の效力を生ぜず自由に其署名を抹消し得るものである、而して署名後任意其手形を所持人に返還すれば参加引受の效力發生し署名者は参加引受人として手形債務者となる。

参加引受人の債務の内容は爲替手形の支拂人が手形金の支拂を爲さざること前提とし爲替手形の所持人が支拂拒絶證書作成期間内に参加支拂を求むる呈示を爲したことを條件として被参加人の後者に對して支拂なかりし手形金額及び費用を支拂ふべきものであれば、支拂人が支拂を爲すか所持人が支拂拒絶證書作成期間内に参加引受人に對し支拂を求むる爲め手形を呈示せねば全く其債務を免がれる。

(5) 引受と参加引受との性質上の異同如何は問題であるが、支拂人の引受は當面の責任者となるべき手形行爲であるに反して参加引受は支拂人の支拂無きときのみ補充的に支拂を爲す責任者となるものであり其目的は擔保請求權の行使を阻止し

將來被参加人の償還義務を代辨せんとするにあれば双互に其性質全く異なり参加引受人の負擔する債務は第二次債務と認めるが至當と思ふ、從て所持人が支拂人より支拂を得ぬとき法定期間内に支拂拒絶證書を作成せしめ前者に對する手形上の權利を保全するときのみ其責任を認めらるべく、且つ手形法の明文に依り支拂拒絶證書作成期間内に支拂を求むる呈示あるときのみ亦其債務存續し爾後裏書人と同一に一年の時効期間内の請求に對し、所持人又は被参加人の後者にのみ支拂責任あるものと思ふ。

三 参加支拂

(1) 参加支拂とは所持人が第二次債務者に對して償還請求權を行使せんとするとき其行使を阻止する爲め参加引受人豫備支拂人其他の者の爲す支拂であつて此支拂者は参加支拂人と謂はれ其支拂に依り手形上の權利者となる、但豫備支拂人又は参加引受人に非ざる参加支拂人が被参加人を示さぬときは其支拂は支拂人の爲め

に爲したものと看做さるゝ故此場合に限り手形關係全く消滅し参加支拂人は手形上の権利者とならぬ

(2) 手形の所持人が支拂拒絶證書を作らしめたとき其手形に豫備支拂人又は参加引受人あれば所持人は支拂拒絶證書作成期間内に参加引受人に、若し参加引受人無きか又は参加引受人支拂を爲さざるときは豫備支拂人に手形を呈示して支拂を求めむべく、参加引受人又は豫備支拂人支拂を爲さざるとき所持人は其旨を支拂拒絶證書に記載せしむるを要し、所持人之等の手續を爲さぬ限り手形に豫備支拂人を指定した第二次債務者又は参加引受の被参加人及び其後者たる第二次債務者に對しては手形上の権利を失ひ爾後其前者に對してのみ償還請求を爲し得るに止まる、而して所持人は豫備支拂人又は参加引受人に非ざる者の参加支拂でも拒絶し得ず若し之を拒絶すれば此者の参加支拂に依り直接利益を受ける被参加人及び其後者に對する手形上の権利をも亦失ふに至る、尙参加支拂を爲さんとする者數人あるときは所持人は最も多くの債務者をして其手形債務を免がれしめ得る效力ある支拂を受

くべきものであり、甲、乙、丙、丁の順次の四債務者あるとき乙の爲めに参加支拂を爲さんとする者と甲の爲めに之を爲さんとする者あるときは甲を被参加人とすべき参加支拂あれば其後者たる乙、丙、丁の三人は手形債務を免がるべく乙を被参加人とする参加支拂ならば丙及び丁の二人のみ手形債務を免がるゝに過ぎぬ、従て此場合に所持人は乙を被参加人とする参加支拂を斥け甲を被参加人とする参加支拂を受くべきである。

(3) 参加支拂は償還請求權行使を阻止するものなれば支拂無かりし手形金全額及び拒絶證書の作成記入の手数料等費用の合算額を支拂ふべきであつて其一部のみでは有効の参加支拂とならぬ、従て所持人は如之き一部の参加支拂を拒絶し得る、而して参加支拂あれば其受領者は支拂拒絶證書に参加支拂ありたる旨を記載せしめ手形金及び費用の支拂と引換に其拒絶證書及び手形を参加支拂人に交付すること、を要し、参加引受人又は豫備支拂人に非ざる者参加支拂を爲すべきときは被参加人を明示すること通例なるも若し其明示無ければ其支拂は爲替手形たる限り支拂人

の爲めに爲されたるものと看做され参加支拂人は手形上の権利を取得すること無く單に民法に依り振出人に對し不當利得の請求を爲し得るに止まる、而して夫れが約束手形であれば振出人の爲めに参加支拂あるものとなる。

参加支拂に依り拒絶證書及び手形を取得した参加支拂人は引受人被参加人及び被参加人の前者に對する所持人の権利を取得し手形上の権利者として自己の支出の回收を謀り得る許りで無く、亦私法上の求償權に因つても其支出の回收を求め得る。

参加支拂人の取得する手形上の権利につき之を所持人から傳來承繼する權利であるとして其取得を承繼取得と解する學說と所持人に關係無く一般所持人としての權利を取得するもので原始取得たりと論ずる學說とある、何れにするも結局手形抗辯の規定に依り手形債務者は原所持人に對抗し得る抗辯を参加支拂人に對抗し辨濟を拒絶し得ぬものなれば單純に學說上の争に過ぎぬ故其詳細は後章餘論に讓る。

第六章 支拂の拒絶

一 債務者への請求

(1) 手形金の支拂は手形上の權利者對手形債務者又は他の支拂關係者間に行はれるが、支拂人、支拂擔當者及び豫備支拂人等は或る手形債務者より手形上の記載に於て支拂關係者と指定されるが爲めに其支拂關係者となるに過ぎねば、手形外の關係はともあれ手形上の關係に於ては其支拂を爲すと果た支拂を拒絶するとは全く自由であり手形法は明かに手形に署名した者のみの責任を規定する、反之手形に署名した者は夫が自己直接の署名たると記名捺印たると又は代理人に依るものたるを問はず手形の文言に従て責任を負ふものであつて此責任は手形上の第一次又は第二次債務者となることである、而して手形上の第一次債務者は約束手形の振出人、爲替手形の引受人及び之等の保證人に限り手形の満期日に手形金を支拂ふ責任者であるが、其第二次債務者は爲替手形振出人、小切手振出人、各種手形の裏書人及び之等

の保証人であつて皆第一次債務者と異なり約束手形振出人又は爲替手形及び小切手支拂人の手形金支拂を確保し爲替手形支拂人の引受をも確保し其支拂又は引受無きとき償還義務又は擔保提供の義務を履行すべき責任者である、而して第一次債務者と第二次債務者とは其責任の程度を異にして第一次債務者は原則として三年の時効に依らねば其義務を免がれざるに反し、第二次債務者は一年の時効に依るのみならず手形所持人が手形上の権利保全手續を全ふせぬときも亦其責任を免がれること再三既に説明した通りである。

(2) 手形債務者となるは手形關係に立つ意欲のもとに手形證券に署名して流通せしめるか又は將來形式上完全の手形となるべき物體に署名して之を流通させ現に其物體が手形證券となるとき、其署名に依る活動が振出、裏書、引受、参加引受又は保證たるに従つて其署名者は振出人、裏書人、引受人、参加引受人又は保證人として手形上第一次又は第二次債務を負ひ手形上の権利者から手形金支拂又は償還の請求あるとき其責任を果たさねばならぬに至る。

手形債務者に對し其第一次又は第二次債務を追及し其辨済に依り満足を受けんとする者は所謂手形上の権利者であつて、手形の受取人、被裏書人及び被引渡人たる手形の所持人を主とするが尙此外保證に依る手形債務を辨済した保證人、参加支拂人及び第二次債務を辨済した第二次債務者も亦自己又は他人の債務を辨済し手形を取得するに依り手形上の権利者となる。

(3) 手形上の支拂關係が眞實叙上債務者對權利者間に單純に行はれるときは總てが關係者の意欲の通りに實行されるものであれば簡單明瞭であるも、形式上相手方の手形行爲に依り被裏書人又は被引渡人となり手形を取得するも其裏書人又は引渡人が眞正の權利者に非ざることあるべく、債務者の署名にも眞偽あり代理人の資格の有無、手形證券の形式的違反、手形受授の原因又は其後の事情に依り手形上の署名者債務者として其第一次又は第二次責任を果たすの必要無きことあるべく然るとき複雑の問題を生ずる。

(4) 手形法第四百四十一條は何人と雖も惡意又は重大なる過失無くして手形を取

得したる者に對し其手形の返還を請求することを得ずと規定する、此規定の解釋に二説あることは既に述べた通りで即ち一は此規定を以て自己の意欲に基かず手形證券の占有を失ふた権利者に證券の返還請求權行使の範圍を定めたものであれば此規定の保護を受け手形證券の占有を繼續し得る者は惡意又は重大なる過失なき取得者のみとのことに過ぎずと爲す、二は此規定を以て手形證券の返還請求關係を定めると共に惡意又は重大なる過失無く手形を取得することに依り手形證券の占有を繼續し得る者は手形上の權利をも與へられ手形上の權利者となる、但此派に於ても此取得者が此規定に依り手形法上の權利者となるは裏書又は引渡讓渡の時期如何を問はずとする説と支拂拒絶證書作成期間經過前の手形取得に限り此規定の保護を受けるとの兩説がある。

自己の意欲に基かず手形證券を失ふた権利者即ち手形を盜取されるか紛失又は滅失した所持人は後述する如く公示催告手續に依り其手形の無効を宣言する除權判決を得手形無くして手形上の權利を行使し得るが、除權判決前某甲其手形を乙よ

り讓受けたりとして届出あるとき所持人對甲間に於て其手形の返還關係起るべく然るとき何れが保護されるかは全く此規定に因るものであつて、某甲にして讓渡人乙が其手形の權利者に非ざることを知るか又は非常に不注意なりし爲め非權利者たるを知らず其手形を讓受けしものと定まれば甲は喪失者に其手形を返還せねばならぬも、反對に乙が非權利者たるを知らず且つ其不知につき非常の不注意無かりしものなれば惡意又は重大なる過失無き手形の取得者として喪失者に其手形證券を返還する義務無く依然として其手形を自己に保存し得る、而して本規定が直接此返還關係を定めしものなることは疑無く且つ此規定は無能力者保護の民法規定にも優先し無能力者の手形行爲取消あるも惡意又は重大なる過失無く彼より他人を経て其手形を取得する限り亦此無能力者に對しても返還義務無く、無能力者は單に自己の署名に依る手形債務を免がるゝに過ぎず、此規定の適用される限り民法第百七十二條及び第百九十三條に依る平穩且公然に動産の占有を始めたる者が善意にして且過失無きときは即時に其動産の上に行使する權利を取得す、前條の場合に於

て占有物が盗品又は遺失物なるときは被害者又は遺失者は盗難又は遺失の時より二年間占有者に對して其物の回復を請求することを得との規定は適用されぬこと亦當然と思ふ、然かし本規定が手形證券の返還請求關係のみを規定したものとすれば一方に権利者であつて證券を有せぬ者と他方に證券を有するが手形上の權利無き者と對立するに至り不當の結果を生ずることとなる、從て手形證券を讓受けるものとして非權利者から惡意又は重大の過失無く手形法に規定する手形の讓渡方法即ち裏書又は引渡讓渡に依り手形を取得すれば其手形上の權利者となる、然かし支拂拒絶證券作成期間經過後に於ては獨立權利者として此手形取得者を保護する必要無く且つ期限後裏書の被裏書人は裏書人の有したる權利のみを取得すとの規定の對照上此取得者は本規定の保護を受けぬものと思ふ。

(5) 手形債務者は權利者の請求に對し或は其權利者の權利を争ひ其他原始的又は後發的原因事情を以て其請求を拒絶し辨濟を免がれ得ることあり手形抗辯と謂はれ、他の關係に於ける債務者より不利なる立場に於て手形債務者此抗辯を主張し得

手形法に依り手形債務者に制限された抗辯認められる結果手形嚴正の語がある。

二 手形抗辯

(1) 債權債務對立して其債務の辨濟期が到來すれば債權者は債務の本旨に従ふ履行を請求し得債務者が任意に履行せねば訴訟を提起し原告勝訴の判決を得強制執行の方法に依つて其満足を求め得るが、債務者は履行の請求に接するとき其債權債務發生の原因及び爾後債務者對債權者間の事情の變更他の債權關係の援用等あらゆる事情を對抗して其履行を拒絶し得、其債權者が之を第三者に讓渡すときも讓渡の通知あるに止まるときは亦債務者其讓受債權者に對し同一事項を對抗し其履行を拒絶し得之を抗辯と謂ふ、而して債務者が其消極的權利として抗辯權を行使し債務辨濟を拒み得ることを總ての債權關係に無制限に認めることは時に債務者に不利を招くのみならず性質上轉輾すべき債權に就ては債權者を害する結果となる故適當に之を制限するの必要あり、遂に裏書に依り又は證券引渡に依り債權讓渡を債

務者其他の者に對抗し得るものとなす指圖債権及び無記名債権に於ける債務者に先づ制限を認め、民法第四百七十二條は指圖債権の債務者は其證書に記載したる事項及び其證書の性質より當然生ずる結果を除く外原債権者に對抗することを得べかりし事由を以て善意の譲受人に對抗することを得ずと規定するに至つた、即ち一旦有効に成立した民法上の指圖債権の債務者は其證書に記載した事項と其證書の性質上當然發生すべき事由を除いては原債権者に對抗し抗辯し得た事由を總ての譲受人には主張し得ず單に其事由を知る譲受人にのみ對抗し其辨濟を拒絶し得るものと定むる。

手形は當然の指圖證券として振出人裏書を禁止せぬ限り自由に裏書に依り轉讓され無記名式手形は又引渡のみに依り讓渡され得る、而して若し手形法に特別規定無ければ前示民法の規定適用され手形債務者は證券上の記載及び手形の性質より當然生ずる抗辯以外は抗辯事由の存在を知らぬ譲受人に對し對抗し得ざるものと定まるのであるが、手形法は本編に規定無き事項は之を手形に記載するも手形上の

效力を生ぜずと規定し有効の手形文言を一定し、手形に署名したる者は其手形の文言に従ひて責任を負ふと爲し、署名を要する手形行爲につき手形に記載すべき事項を確定するを以て自然手形債務者が債権者に對抗し得べき證券上の記載と其效力は定まる、然かも證券上の記載以外對抗事由を更らに制限し其第四百四十條に於て手形の債務者は本編に規定なき事由を以て手形上の請求を爲す者に對抗することを得ず、但直接に之に對抗することを得べき事由は此限りに在らずと規定し所謂手形抗辯の規定と謂はれる。

(2) 手形債務者と形式上確定する者が手形上の権利者より手形債務の辨濟を請求せられたとき或る事由を主張して其辨濟を拒絶する所謂抗辯事由中には手形債務の發生を否認するものと其發生は肯定するも辨濟の要無しとして拒絶するものがある、例へば自己の署名は偽造であるとか代理人は権限を有せずとか或は署名は眞正であるも未だ其振出無き内竊取されたもの故手形債務發生せずと謂ふ如きものと引受又は裏書を爲したれども既に一部の支拂を終はりしとか他の債権と相殺

すゝとか或は支拂拒絶證書の作成無き故其責任を免がれたりと謂ふ如きものとある。而して前者の如く手形債務の發生を否認することは形式上の債務者が真正の債務者に非ずとして其理由たる事項を債權者に對抗するものなれば此署名者は當然如何なる場合にも此抗辯を有し手形法に依り其對抗を制限せられず自由に抗辯し得る。反之一旦有効に發生した手形債務につき其債務者が如何なる程度範圍に於て其辨濟を拒絶し得べきかは手形法の規定に依るべきであつて特に制限された抗辯權を有し、原則として手形法に規定する事由に限るが或る債務者對或る債權者間に於ては之れ以外の事由をも例外として對抗することを得、從て手形抗辯を廣く解すれば一般私法上の原因に基づく抗辯と手形法上の原因に基づく抗辯とに分類し得更らに債務者が抗辯を對抗し得る債權者の範圍から觀察すれば債權者の甲である乙であるとの關係無く其何れにも對抗し得る物的又は絶對的抗辯と特定の債權者に限り對抗し得る人的又は双對的抗辯とに區別し得る。

(3) 手形抗辯は人に依り其分類異なるが獨逸スタウプを參考して青木博士の掲げ

た例を次に掲載する。

第一 絶對的抗辯

甲 手形法上の抗辯

- A 手形に代理人の署名あるも本人の表示無き旨の抗辯。
- B 署名偽造なりとする抗辯其他署名は變造前のものでありとする抗辯。
- C 無効の文言に依る請求なりとの抗辯。
- D 手形は時効に罹れりとの抗辯。
- E 權利保全手續を缺くとの抗辯。
- F 手形金を供託したりとの抗辯。

乙 一般私法上の抗辯

- A 手形は除權判決に依り無効と宣言せられたりとの抗辯。
- B 意思能力無くして爲した手形行爲なれば無効なりとの抗辯。
- C 代理權無き者の署名なれば責任無しとの抗辯。

D 強迫に依るものとして手形行爲の取消ありたりとの抗辯。

E 破産者の爲した手形行爲として無効なりとの抗辯。

F 民法上の双方代理又は相手方代理の規定違反に依る手形行爲なれば無効なりとの抗辯。

G 取締役が監査役の承認を経ずして爲したる手形行爲なりとして會社が其無効を對抗する抗辯。

第二 双對的抗辯

A 惡意

後述する。

B 相殺

手形上の請求を受けたる債務者が其債權者に對する反對債權を以て相殺を對抗し其手形債務の消滅を謀れば双互の債權が相殺を爲すに適したときから相殺に依り消滅したもとなる。

C 詐欺

詐欺に依る手形行爲は其署名者對詐欺者又は其事情を知る第三者間に於てのみ取消の效力あること既に第一章に述べた通りである。

D 不當補充

請求者が白地手形に文言補充を爲すに當り甲と記載すべきものたるを知りて乙と記載し乙文言に依る請求を爲せば其債務者は補充の不當を對抗し得る。

E 保證

債務者は手形債務者甲の請求者に對する民法的債務を保證したるものなればと爲し其請求者に對し民法の規定に依る後訴及び檢索の抗辯を爲す如き引受人、裏書人又は振出人等の抗辯。

F 割引

手形受取人よりの請求に對し此手形は割引依頼の爲め交付せるもので割引

の對價を受取らざる故辨済の要無しとする如き抗辯。

G 免除

甲の請求に對し甲より手形債務の免除を受けたりとする抗辯。

H 融通手形

甲の依頼に依り融通手形に署名せるものなれば甲の請求を拒絶する抗辯。

I 取立委任

取立委任の爲めに署名せるものなれば其受任者からの請求を満足せしむる要無しとする抗辯。

J 錯誤

手形に署名する意欲無く他の證書又は他の用事の爲めに署名するものと誤認して爲したる署名の如きは錯誤に依り無効なりとする抗辯(絶對的抗辯)。

K 混同

終局的に債権者と債務者と同一人に歸すべき手形なれば混同に依り債務消

滅せりとの抗辯。

L 交互計算

現に請求に接する手形債務は債務者對債権者間の交互計算に組入るべきものなれば獨立に請求すべきものに非ずと爲し交互計算契約を對抗する抗辯

M 延期

支拂の延期を債権者より得たりとの抗辯。

N 基礎關係

以下略。

惡意の抗辯とは抗辯の對抗を受くべきこと換言すれば抗辯權の附着する手形を其事情を知りて讓受けたる請求者に對し手形債務者が恰かも讓渡人に對抗すると同一抗辯を對抗することであつて其對抗原因は抗辯權の附着することを知り然かも之を讓受けたることである、此惡意の抗辯が手形債務者に存在すべきや否やは一應の説明を要する、手形法は抗辯權を制限し手形法に規定する以外の抗辯を原則と

して認めず單に相互の間に直接に對抗し得るものを例外として認めるに過ぎぬ、而して直接に對抗し得る直接抗辯の範圍如何は亦人に依り其説く所を異にする、本來其範圍を限定せぬことは此間に於ける總ての抗辯を認めるものとも解釋され得指圖債權の債務者は證書に記載した事項及び其證書の性質より當然生ずる事由以外に於ても惡意の讓受人に對抗し得るものと認められる關係上、指圖債權たるべき手形に就ても亦同一の抗辯ありとし手形債務者は讓受人の惡意に依り原權利者に對抗し得る抗辯を亦此讓受人に對抗し得べく直接抗辯の一又は其以外の抗辯として有效なりと謂はれる。

(4) 手形債務者は如何なる經濟上の理由目的又は原因に依り手形債務を負擔するに至りしかの所謂原因關係を手形證券に記載すべきで無く且つ其記載を爲すも手形上の效力を生ぜぬものであり常に手形金は單純に一方的に支拂はるべき關係が記載されるに止まる、而して手形の所持人は此記載の如く手形證券と引換に單純に支拂を求むべきであれば債務者は當然此原因關係を對抗して支拂を拒絶し得ぬを

本則とする、然るに直接原因關係の存在する當事者間に於ては直接抗辯として此原因事由を對抗して其支拂を拒絶し得るが、此場合は原因關係に依り手形債務の無効を對抗するので無く其債務の發生を認めながら原因關係上其支拂の必要無しとするのである、例へば賭博に依る債務支拂の爲めに手形を受授した當事者間に手形金の請求あるとき、公の秩序又は善良な風俗に反する賭博に依る債務は本來無効であれば其辨濟方法として手形を受授することは亦無効であるべきなれど所謂手形行為は無因行為として手形の受授夫れ自身は有効に成立し之に依り署名者手形債務を負ふも、元之れ賭博に依る債務支拂の方法なれば此債務が本質上無効なる結果支拂としての手形金辨濟を拒絶し得る、即ち手形債務の發生を認め然かも其手形債務を原因關係上辨濟する必要無しとするのである、従て此原因關係は無効取消の場合を除き手形債務者此間の事情を知らぬ第三者に對抗し得ぬ。

(5) 裏書禁止手形は手形法上讓渡方法規定されず却て振出人が裏書を禁ずる旨を記載せぬときに限り記名式手形に裏書に依る讓渡が認められる、既に説明せる如く

民法は債権の性質の許す限り譲渡を認め當事者之を禁じたときのみ譲渡されぬものとし且つ此譲渡禁止は善意の第三者に對抗し得ぬものと定め、権利者の特定した所謂指名債権につき其譲渡を債務者其他の第三者に對抗する要件として譲渡人から債務者への譲渡の通知及び債務者の譲渡の承諾を定め其譲渡方法に就ては直接の規定を置かぬ、而して一般に裏書禁止手形は手形法上譲渡の方法無く民法指名債権譲渡の規定に依り譲渡されるものと解し譲渡の通知又は承諾を要するものと爲し、譲渡の通知あるに止まるときは債務者原権利者に對抗することを得べかりし事由を譲受人にも對抗し得るが債務者譲渡を承諾したときは此事由の對抗不能と謂ひ怪しまぬ。

手形上の権利は一身に專屬する権利で無きを以て性質上譲渡され得べきが其譲渡方法は手形法上裏書又は引渡譲渡に限り記名式手形は先づ裏書のみ依つて譲渡され得る、而して此記名式手形に就き振出人裏書を禁止する旨を記載するときは當然其手形は裏書性を失ひ其手形上の権利は指名債権となる、從て指名債権譲渡の

民法規定に依り譲渡され得ると謂ふことは一應尤もなる如く觀察されるが裏書禁止の記載は手形としての譲渡性を奪ひ當事者間に譲渡され得ぬ手形と觀察し得ざるか疑無きを得ぬ、若し手形法上の譲渡に依つては譲受人恰かも獨立の権利を取得する如く譲渡人に關係無く手形上の権利を行使し得手形債務者の抗辯權大に制限される爲め此不利益を免がれんとして裏書禁止を爲すものと解し民法指名債権の譲渡は之と異なるを以て裏書禁止あるとも敢て其譲渡差支へ無しとするならば大いに誤まると思ふ、原権利者に對抗し得べき抗辯を譲受人にも同一に對抗し得べき債権關係につき其債権の譲渡を禁止し得且つ時に此禁止の必要あるものならば同一事情亦手形關係にも存在し得べく、手形法に定むる譲渡方法を禁止することは即ち其手形の譲渡を禁じたものと解するが適當であつて之と反對に解釋する爲めには統一法に於ける如く裏書禁止手形の譲渡方法規定ある場合に限ると思ふが如何裏書禁止手形を譲渡す契約を爲し其手形を譲受人に引渡せば譲受人は譲渡人の地位を承繼して新に其手形上の権利者となると謂はれる、但此手形譲渡を債務者其

他の第三者に對抗し自ら権利者なりと主張せん爲めには債務者の承諾又は譲渡人から債務者へ手形上の権利譲渡の通知を要し債務者以外の第三者に對しては更に確定日附ある證書を要求される、而して確定日附ある證書とは手形譲渡の通知又は承諾を表明した證書が公正證書であるか、私人の作成した證書でも之に公證人役場で日附ある印章を押捺するか又は私署證書に官廳又は公署で或る事項を記入し之に日附を記載した場合の證書を謂ひ内容證明郵便にても亦此條件に適合する。手形譲渡の通知あるに止まる手形債務者は原権利者との關係に於て發生した總ての事由を譲受人に對抗し且つ債務者對譲受人間の事由をも同時に對抗し其手形債務の辨済を拒絶し得るが、異議を留めず其譲渡を承諾した手形債務者は原権利者に對抗することを得べかりし事由を譲受人に對抗し得ず恰かも裏書ありしときと同一になる。

(6) 手形上の権利は手形證券を通じて其所有者に歸屬し約束手形振出人甲が受取人乙に負擔する手形債務は實質上辨済其他に依り消滅しても其證券の回收無き限

り外觀上依然存在するものと認められ、乙何等此間の事情を知らぬ丙に之を裏書譲渡すれば丙は振出人甲に對し尙手形金全額を請求し得甲は辨済を抗辯として丙に對抗し得ぬ、反之丙若し甲乙間に辨済ありしことを知り其手形を譲受けるときは甲は惡意の抗辯を對抗し辨済ありしことを以て其請求を拒絶し得る、此兩者は何に依つて如之き相違を生ずるかと謂ふに叙上の如く手形法の特別規定又は之と民法指圖債權讓渡の規定あるに依るのであるが、之等規定ある結果として手形上の権利と證券との合一又は権利の具體化を觀念し得除權判決無き限り終始證券を通じて證券上の権利が其所有者に歸屬するものと認めねばならぬ、然らば受取人乙又は被裏書人丙等が手形上の権利を取得する其取得の性質は之れを原始取得と謂ふも承繼取得と斷ずるも結局同一結果となるものと思ふ、乍然手形上の権利取得の問題と手形抗辯とを區別し前者の権利に關係無く後者手形上の権利を取得し所謂原始的取得ありと謂ひ其結果債務者は乙に對抗し得る抗辯を丙に對抗し得ぬとする學說がある、而して之と極端の反對に立つものは手形上の権利が證券に伴ひ乙より丙へと

移轉するものであれば本來乙に對抗し得る抗辯を丙にも對抗し得べきに手形法之を制限するものと爲し受取人乙非権利者たるとき丙裏書讓渡を受け手形上の権利を取得するは抗辯權制限の反射なりと謂ふ、何れを是何れを非と判定すべきかは末章餘論に譲る。

第七章 國際手形法

一 手形の國際的流通

(1) 經濟取引は商工業の發達につれて國際的に擴大し益々旺盛となる傾向あり之が爲めに生ずる國際的貸借決済に手形が利用され外國爲替相場生ずることは既に説明した通りである、而して現在手形行爲の要件、手形上の權利行使又は保全の方式及び手形行爲の效力等は總て各國とも其國情の異なるにつれて一様で無く皆多少の相違ある關係上國際的に流通する手形に就ては不便尠なしとせぬ。

(2) 甲國の手形法規と乙國及び丙國の手形法規と各現在の如く相違あるとき甲國に於て乙國人に振出した手形を更らに丙國の某に裏書讓渡するときの如き如何なる手形關係を生ずべきか其權利行使の方式如何等種々煩雜の問題を生ずることの不便を除く爲め、國內法と異なる國際的法規の制定を叫ばれること年久しく統一法規出現の氣運現に濃厚であり統一案と條約案あるも實施の運びに至らぬ。

二 國際手形の準據法

(1) 各國家間の法規の相違から生ずる衝突抵觸を解決すべき國內法は國際私法であつて吾國は法例に一般的規定を爲し商法施行法に手形に關する特別法を規定する。

(2) 一般に私法上の權利能力には内外人の區別を設けぬが法人に就ては制限あり民法第三十六條は外國法人は國の行政區畫及び商事會社を除く外其成立を認許せず但法律又は條約に依りて認許せられたるものは此限に在らず前項の規定に依りて認許せられたる外國法人は日本に成立する同種の者と同一の私權を享有す云々と規定する。

(3) 手形行爲能力は一般法律行爲能力に依るものであつて滿二十歳以上の男女を完全の能力者とし、未成年者、準禁治產者、禁治產者及び妻を無能力者と謂ひ其手形行爲の效力發生に制限あることは第一章に説明せる如くであるが、此能力の有無は外

國人に就ては其本國法に依つて定まるものとするも、尙其外國人が本國法に依れば無能力者たるときも日本の法律上能力者であれば亦能力者と看做され其手形行爲能力が判斷される。

(4) 法律行爲の成立及び效力は當事者の欲する國の法律に従ひ得れど其意思分明ならざれば其行爲ありし國の法律即ち行爲地法に依るものであるが、外國に於て爲した手形行爲の要件、例へば振出、引受又は裏書の如き手形行爲の方法は行爲地の法律に依つて其有效無效を判斷する、例へば英國法に依る當事者が獨逸に於て振出其他の手形行爲を爲すとき振出人の責任如何等は英國法に依るものとするも振出して手形に一定事項の記載を爲し且つ署名せるものたるや如何は其行爲地たる獨逸の法律に依り要件の存在又は不存在を確定する、而して外國の行爲地法に依れば要件不備として其手形無効なるべきときも日本の手形法に定める要件を具備すれば爾後其手形に付き日本に於て爲した手形行爲は有效と認められ、日本人が外國に於て日本人に對して爲した手形行爲が日本の手形法に定むる要件を具備するとき

亦有效となる。

手形上の権利者が外國に於て手形上の権利を行使又は保全するため爲す行爲の方式は亦行爲地の法律に依るべきものであれば、支拂又は引受を求むる呈示、拒絶證書の作成等は必ず行爲地の法律に依るべく此法律に依る限り假令其行爲の方式が日本の手形法と異なり日本に於て爲したとすれば無効なときも尙有效の権利行使又は保全の方式あるものと認められる。

(5) 國際手形の受授に依つて其受授者間に如何なる手形上の法律關係發生すべきか即ち手形行爲の效力如何は受授者間任意各國法の支配を受くべき選擇權を有し其意思不明のときは行爲地法に依るのであるが、手形行爲の要件と権利行使及び保全の方式は必ず行爲地法に依るべく、行爲地法に依り形式上有效な手形行爲あり又権利行使或は保全方法の有無を判斷した後何れの國の法律に依り如何なる效力發生するかを定めるのである、而して支拂に關する事項は當然支拂を爲す地の法律に依り其支拂の方法効果を決定すべきものと思ふ。

第八章 餘 論

一 手形の占有喪失

(1) 手形は其記載に係る手形金を請求し得る所謂手形上の権利を表彰する有價證券であつて此権利は手形上の署名に依つてのみ發生する關係上亦其権利を行使し手形金を請求するには手形を占有し相手方に之を呈示することが必要である、上來述べた手形上の權利關係及び其行使は皆此原則に従ふのであるが時として此原則を適用し得ぬことがある、即ち手形上の権利者が手形を占有して居る内に自己の意思に依らず其占有を失ふとき手形の占有喪失として當然其権利を失ふものとするれば甚しく權利者に不利益であり且つ手形債務者不當に利得することとなる、從て此場合の救済として手形證券無くして手形上の権利を行使せしむる爲めに公示催告の規定があり喪失者は除權判決を得て其権利を行使し得る。

(2) 指圖證券、無記名證券及び記名持參人拂證券は證券の轉讓流動するにつれ證券

上の権利者變更するものなれば現に何人が其権利者であるかは證券上の記載と證券の所在とに依つて判断せねばならぬ、然かも其證券所持人たる正當権利者が現に證券を喪失すれば債務者は何人が権利者であるか不明となるを以て其所持人は支拂を請求し得ず債務者も亦支拂を爲さぬことになる、從て自己の意に反して證券の占有を失ふた所持人は公示催告の手續に依り除權判決を得て手形無くして其權利を行使し得る救済を受けるのであるが、此處に問題となるは一方に如之き手形の所持人あるとき他方に悪意又は重大なる過失無く其手形を取得する者あるとき此互の關係如何である。

手形所持人甲が満期日迄手形を金庫に入れ置く内竊取者乙ありて自ら権利者と潜稱し手形法上適法の形式的方法に依り丙に之を讓渡し丙は其盜品なることを知らず乙より讓受けなば丙は手形法第四百四十一條の規定に依り手形證券の重過失無き取得に依り手形上の権利者となる、而して公示催告手續は如之き場合此兩者間の權利得喪を確定する方法では無く之は別箇に通例の訴訟手續に依り解決せしめ

唯單に占有喪失者を保護して手形の無効を宣言し且つ手形無くして其權利を行使せしむるものに過ぎねば此互の關係は之と離れて觀察せねばならぬ。

(3)手形上の権利者として手形を所持する所謂所持人が自己の意思に依らず手形の占有を喪失したものとて公示催告を申立て得る場合は如次である。

A 手形が竊取されたとき

B 手形が紛失して所在不明のとき

C 手形が滅失したとき

手形の滅失とは手形證券自體が火災其他に依り外形的に消滅するとき許りて無く手形上の記載が抹消されて其記載や署名が不明となつて權利關係が判然せぬか證券が破毀された如き場合も亦法律上滅失となる。

所持人は手形の支拂地の區裁判所に前示の一に該當する事情に依り手形を喪失するときは、手形の謄本を差出すか又は手形の種類金額其他權利關係を知るに必要な總ての事項を示し、手形證券の盜難、紛失、滅失及び公示催告手續を申立て得る理由

たる事實とをあげて公示催告の申立を爲すべきである。

公示催告の申立を受理した區裁判所は公告の方法で公示催告期日まで其手形に關する権利を裁判所に届出で且其手形を提出すべき旨を未知の手形の現所持人に催告し又此等の届出と提出なければ失權として手形の無効宣言を爲すべき旨を戒示すべきもので、此公告は裁判所の掲示板に掲載し且官報又は公報にも亦新聞紙にも三回掲載すべく、公示催告裁判所の所在地に取引所あれば取引所にも此公告を掲示する、而して此公告を爲した日と公示催告期日との間には少なくとも六ヶ月の間を存すべきであれば其六ヶ月後公示催告期日に其裁判所に出頭した申立人に權利の届出と手形の提出なきとき申立に依り裁判所は除權判決を爲すべく此判決に於て手形は無効なりと宣言される。

公示催告中に權利の届出及び手形の提出あれば其權利に就ての裁判確定する迄裁判所は公示催告手續を中止し又は除權判決に其届出でた權利を留保すると共に除權判決に不服なる者は其區裁判所を管轄する地方裁判所に申立人を被告として

除權判決ありたることを知つた日から一ヶ月の不變期間内に不服申立の訴を提起し得る。

(4) 除權判決は其手形を無効と宣言するものであれば爾後手形上の權利と證券とは分離し證券は一片の廢紙となるを以て手形關係とは没交渉となる、而して除權判決を得た手形の占有喪失者は手形無くして其債務者に對し手形上の權利を行使し得るが此判決に依つては支拂人引受を爲すことは出来ぬと共に手形證券を呈示して爲すべき權利保全手續も亦不可能となる。

此判決に依る權利者が直接債務者に對して手形上の權利を行使し得べきことは前述の通りであるが、此判決に依り義務を履行した手形債務者が其前者に對して償還を請求し得べきかに就ては議論あるが償還を爲した債務者にも同一の權利を行使せしめねば權衡を失するを以て其權利行使を認むべきものと思ふ。

尙公示催告の申立を爲せば其申立人は債務者をして債務額を供託せしめるか又は相當の擔保を供して手形の趣旨に従ひ債務者に辨済を請求し得るものである。

(1) 金錢其他の物の支拂請求關係を表明する流通證券に關しては吾私法に一般的通則無く、民法は之を債權的方面より觀察して無記名債權又は指圖債權等稱し此權利關係の成立に就ては何等の規定無く僅に無記名債權は動産と看做し通例の商品などと同一に其流通は此債權を具象化する證券の引渡あるに依り讓渡の效果全ふせられると爲し、其指圖債權は讓渡を裏書し證券を相手方に交付するに依り亦讓渡としての効力が何人に對しても發揮せられると謂ふ、從て無記名債權又は指圖債權の發生は單純に此權利を表彰する證券の作成交付あるのみでは足らず必ずや其證券作成者又は之と相手方との間に此證券の權利を發生せしめる法律關係の成立することが必要である、例へば甲が乙に金一萬圓を贈與する意欲のもとに此支拂債務を表明する無記名債權をつくとするならば贈與が民法上契約である故甲乙間に金一萬圓を贈與する約束を爲し次で此約束に依つて成立した權利關係を表明する

ものとして無記名債權が證券を通じて具象化されるので、此場合時の前後を問はず贈與契約が無ければ此無記名債權は成立せぬものとするのが吾民法の建て方上當然と思ふ、而して如之して一旦成立した無記名債權ありて丙其債權者となり甲に金一萬圓の支拂を請求するとき、甲は其證券に記載した事項と其證書の性質から當然生ずる結果を除く外乙に對抗し支拂を拒絶し得た事由を丙に對抗し得ず、丙が乙に對する抗辯事由を知るときは此限に在らず、其支拂を爲さねばならぬ、然かも其證券に記載した事項が甲乙間の約束と異なり若し眞實の關係と相違すれば甲は丙に對し此眞實の關係を披瀝して辨濟を拒絶し得る結果、民法上の無記名債權及び指圖債權は手形と異なり要因債權であつて原因の如何が其債權の運命を決するものと謂はれる、換言すれば民法上の無記名債權及び指圖債權の類は其證券の表明する支拂請求關係に就て證券の存在を必要とする許りで無く其支拂請求を爲し得べき原因の存在が法律的に必要であつて如之して成立した債權は讓受人の如何に依つて抗辯權に相違あるとも當初の債權が共同一性を保ちつゝ轉讓流通する、然るに商法は

民法と其建て方を異にして證券の方面から觀察し、有價證券又は商業證券、貨物引換證、預證券、質入證券、倉荷證券、船荷證券、記名式又は無記名式等稱し證券を以て具象化する權利を説明規定する、而して商法は運送契約上の貨物引換證及び船荷證券、寄託契約上の預證券、質入證券及び倉荷證券に就ては各其基礎を爲す契約の存在を前提し且つ其運送品又は寄託物の受授あることを當然として證券上の記載文言を明定し所謂要因要式の證券と爲し其權利關係を規定するを以て、裏書を證券讓渡の要件とする相違あれど亦當初の權利關係が同一狀態に於て轉帳承繼されることとなる、されば前述の範圍に於ては民法上の指圖債權と商法上の夫とは唯債權と謂ひ證券と謂ふ相違あるのみで其實質には相違なきかの觀があるが、民法上の指圖債權には平穩且公然に此債權を表明する證券の占有を始めたる者が善意にして且つ過失なくとも其證券上に行使し得る權利を取得すること無きに反して商法上の證券には多くの場合商法第四百四十一條の何人と雖も惡意又は重大なる過失無くして手形を取得したる者に對し其返還を請求することを得ずとの規定が準用され、此條件に依

る證券の質取主は其證券につき質權を亦其證券の讓受人は證券を取得する如き大なる相違を見るに至つた、之れ衆團的組織に就て團體法の存在せぬと同様流通證券に關する一般的法規制定無き缺點然かも統一連絡なき法律の缺陷であるが、手形證券は上述の債權又は證券とも亦異なる關係上手形が不要因の要式證券であることに就ては異論なく且つ手形上の權利が手形行爲に依つてのみ發生すること亦疑の餘地なきにも不拘不要因の證券たることから署名者の責任は何時如何なる方法に依り發生するかに就て議論紛々群雄割據の狀態であり世に之を手形學說又は手形理論と謂ふ。

手形關係は前述の債權又は證券類と異なり原因に關係無く直接署名を要する手形行爲に依つて發生するとの點に關し先づ議論がある、一は手形法第四百三十五條が手形に署名したる者は其手形の文言に従ひて責任を負ふとの規定を根據とし他は爲替手形、約束手形及び小切手の振出につき其證券上の必要文言として原因の記載無く且つ他の裏書、引受其他に於ても同一たることを根據とする、一般に訴訟に依

つて或る請求権の満足を謀らんとする原告は如何なる理由に依つて自己が権利者として請求し得るものなるかに就て其権利關係の發生からを證明せねばならぬ、例へば甲が乙に對して金一萬圓の支拂を請求する訴訟を提起するときは此金一萬圓の支拂請求権は甲乙間の賣買に依るとか贈與契約に基くとか其権利の發生原因を開陳せねばならぬが、手形上の請求に就ては甲の振出した約束手形を受取人乙の裏書に依り丙之を譲受け現に其所持人たることを證明すれば足り何故甲が手形を振出したか乙が裏書したかの原因理由を開陳すること無くして丙は此振出人甲及び裏書人乙に對し手形金の支拂償還を請求し得る、換言すれば此甲と乙とは振出又は裏書と謂ふ署名を要する手形行爲ありしことを證明されるだけで此手形行爲を爲すに至つた原因に關係無く請求を受け支拂債務を負はねばならぬ、然らば其理由は何に基くか、民法上の指圖債權の債權者は單純に證券を所持するのみで其債務者に對し債務の辨濟を訴訟上請求し得ず必ずや其債權債務發生の基礎關係即ち原因の證明を要するものと謂はれる、之れ敢て法規に明かにあるのでは無けれど一般に債

權債務は或る原因に基きて發生し指圖債權は既に發生した此權利關係を單に證券上に具象化せしめしものに過ぎぬと觀察する結果である、而して商法上貨物引換證又は預證券等に於て運送人對荷送人、倉庫業者對寄託者間に運送又は寄託契約の存在すべきは亦明白である、然るに手形署名者が不要因に手形債務を負ふことは手形行爲に原因の記載を要件とせぬ結果であるとの論は振出に就ては一應最もであるが裏書の如きには同一論法を及ぼすことは出來ぬ、さればとて手形に署名した者は手形上の責任を負ふとのことに依つても全部に亘つて夫が原因と關係無く責任を負担すとの結論となるものとも考へられぬ、何故なら法律上債務發生に此處に謂ふ原因の要否は法律の便宜上確定するものであつて手形法は手形行爲を要式行爲と定め之に原因の記載を認めず之を記載しても手形法に規定なき事項の記載として效力を生ぜしめず署名者にのみ手形上の責任を負担させる此等諸規定の綜合上其署名者の責任は不要因なりと判斷するを至當と認めるからである。

(2) 手形其他の商業證券に關する行爲は商行爲であつて民法法律行爲の一種であ

る、而して法律行為には當事者が一人又は一團の場合と對立する二人又は二團たる
 ときとがあつて遺言の如くに遺言者一人の遺言で法律行為となるものを一方行為
 又は單獨行為と稱し、相對立し双互に反對の立場にある賣買又は貸借の如く賣主
 と買主、貸借人と借借人とあつて一法律行為を爲すものを契約と謂ふ、而して署名を
 要する手形行為即ち振出、裏書、引受等が此處に謂ふ單獨行為として署名者のみの活
 動で成立するか、契約として相手方との協同活動に依つて成立し手形債務を發生す
 るかの理論を手形理論と謂ふのである。

手形學說發生の當初は手形が貨幣の兩替送金等他の經濟的活動の副産物であつ
 た關係上手形外の關係と手形上の關係とが相關連して恰かも一體を爲す觀を呈し
 手形上の法律關係は手形豫約に左右され之に其運命が決められたのである、然るに
 商業取引の發達につれて次第に其流通を助長する幾多の方法が工夫されるに従て
 手形法も改正され現在では手形外の關係と手形上の法律關係とは截然區別される
 に至り僅に其直接當事者間に抗辯として採用され得るに止まるの狀態となつたこ

と既に讀者の知らるゝ通りである。

(3) 手形行為を以て署名者對相手方間の契約であると説明する契約説は署名者が
 手形債務を負担し相手方が其權利者となるべき意欲を表明して所謂申込と承諾と
 が合致するに依り契約となるもので此契約は手形證券の授授に依つて行はれると
 謂ひ交付契約説と謂はれる、例へば手形の振出人は手形を作成署名して後其手形に
 依つて手形金支拂の債務を負担せんとするものであり受取人又は其後者は此振出
 人に對し手形證券を通じて手形上の權利を得んとするものであり此双互の意欲が
 手形證券の授授を俟て行はれるから振出と謂ふ手形行為は契約であり、其他の手形
 行為も亦同一であると謂ふ、而して手形債務を負担すべき署名者の相手方如何に就
 ては二説あつて直接當の相手方一人であるとする説と手形轉帳後の所持人も亦此
 處に謂ふ相手方であると説明する學説とある。

署名を要する手形行為を以て單獨行為即ち署名者だけの活動に止まるものとし
 る單獨行為説は契約を否認して署名者のみの一方行為であれば或は署名終はれば

署名者の責任發生すると謂ひ、或は善意の取得者あれば證券上の債務發生すと爲し、或は署名後任意其手形を自己の勢力範圍から離脱させ所謂發行あれば直ちに手形行爲成立し一方に手形上の権利取得あり他方に手形債務發生するなど、説明される。

乍然各種の手形行爲は各其状態を異にするものであつて手形證券の所有權に變動を生ずるものと此變動に關係なきものとに區別され得るから之を二分し前者に屬するものを契約と爲し後者に屬するものを單獨行爲と認めるが適當であると説明する折衷説ある外、手形行爲を物權的手形行爲と債權的手形行爲とに兩分して手形證券の所有權の移轉を生ずる點は物權的手形行爲であり手形債務を生ずる部分は債權的手形行爲で、振出及び裏書は一、手形行爲に此兩部分を含み引受の如きは單純に債權的手形行爲に止まると説明する嶄新の折衷説もある、此等と全く異なる立場に於て説明するものに所有權者説と謂ふのもある、手形證券は手形上の權利を具象化する有價證券であれば此權利を表彰する證券として所有權の目的となること

は他の一般商品など、變る所無ければ其所有權に着眼し、證券の所有權者を以て手形上の權利者であると説明する所有權者説は正當の議論であるが此説は直接手形行爲が契約であるか果た單獨行爲であるか要するに手形債務の發生を説明するもので無ければ此處に謂ふ手形理論には入らぬ。

(4) 契約説は手形契約の成立せぬとき署名者の債務を否認するのであるが、契約無くとも署名者の債務發生を認めることが取引の實際上妥當と考へられる場合がある、例へば振出人が遠方の受取人に對して手形振出として手形證券を發送し受取人の宅に到達せるも受取人現に入手せぬ以前番頭其他の者が窃取して裏書轉帳せしめたとき此振出人は手形債務を負擔するのが至當であるが、振出人對受取人間に契約の存在無きは明かなるべく手形契約ありと謂はんには現在の所持人對振出人間に靈犀相通するものありて契約行はれるとすか又は契約ありと擬制する外に説明方法無きこととなる、振出人の發送した手形に就て受取人との間に契約無き爲め受取人に對し手形債務を負擔せぬものとすれば取引の實際に遠ざかり振出人の振

出目的をも達せしめぬ不都合を生ずべく、若し此間契約ありとすれば夫は全くの強辨であつて事實を曲解するものとなるが、更らに未知の現所持人と契約ありと説くに至つては當事者の意欲を眼中に置かぬ机上の空論と大差無きものとなる、何故ならば證券轉帳後の所持人が振出人と契約して振出人は手形債務を負ひ所持人は手形上の権利を取得するとの相對向する意欲の表明が合致するとは認められず所持人は既に其手形證券上確定的に存在する権利を認め之を自己の権利と爲さんとしてのみ譲渡人より引渡譲渡又は裏書に依り譲渡するのであれば此譲渡當事者間には兎もあれ振出人對所持人間に契約あること全く無しと謂はねばならぬからである之を法文に徴するに支拂人は所持人の全額引受を求め呈示に對しても一部の引受を有効に爲し得るものであつて此双互間には引受金額につき全く意欲の合致無きに尙之を契約とすることは他の一般契約の理論に背致する、而して手形保證を見るに保證人は保證の意思を以て手形に署名すれば足りるを以て約束手形保證人が振出人の依頼に應じ其手にある證券に保證するときは何等其手形の権利者と保

證契約を爲さず所持人に對し手形債務を負擔すると認むべきで其手形の受取人又は各所持人と契約するものと認むべき何等の根據無きものゝ如くである、從て此等の點は契約説の缺點で理論として完全せぬものと思はれるが證券の所有權の變動を生ずる振出と裏書とに就き其證券受授を説明する方法のみとして觀察すれば、要するに手形證券の占有を移轉するのであれば何等かの物權的契約を認めることは適當かとも思はれる。

單獨行爲説は簡明直截署名者のみの活動に依つて手形債務を發生すと謂ひ其時期につき分派するに過ぎぬ爲め引受又は保證の如き手形行爲の説明には最も適當するが、手形債務の發生と同時に證券所有權の移轉を生ずる振出及び裏書の説明としては亦完全せぬ感がある、而して此困難を迴避する方法として單獨行爲論者は手形債務の發生と権利者の權利取得とを區別して別箇に觀察説明する、即ち例へば振出は證券の作成、發行等に依つて完成し振出人手形債務を負擔するが此債務を追及すべき權利者の存在は此證券の取得にあるので受取人が振出人から手形證券の引

渡を受けることは之は手形上の権利取得方法なれば手形債務発生としての振出と區別せねばならぬと謂ふ單純に此論法を以てすれば振出及び裏書なる手形行爲は證券の引渡を含まず此引渡に伴ふ振出人又は裏書人の活動は手形行爲より分離されるものと謂はねばならぬが、現に法文上無記名式裏書ある手形は引渡のみに依りて讓渡し得と規定し引渡讓渡に證券の引渡を要件とするを以て裏書讓渡に於ても亦證券の引渡は其要件となるべきものと考へられ振出亦然かりとも思はれる然らば署名者に手形債務を發生する手形行爲の一部又は夫以外としても之に伴ふて證券受授あることを否まれぬものとなり權利取得方法と謂ふ以外尙手形行爲に必然伴ふものとして此證券受授を説明せねば亦取引の實際に遠ざかるものとなり手形取引の目的に伴はぬのみならず直接法文とも一致せぬものとなる。

契約説果た單獨行爲説夫々一長一短ある爲め遂に折衷説を生むに至つたのであるが、従前の折衷説は前示の如き缺點を包含すること既に讀者の知る如くであり嶄新の兩分的折衷説亦多少の缺點を伴ふ證券の移動につき物權的手形行爲を説くは

良く問題の核心を把握するも著者の近頃反對する點は其債權的手形行爲である、此折衷説に依れば手形債務は署名者の意欲に基き之に相應する法的效果として發生するものと論ずるが總てを然りとすることは誤まると思ふ、抑も法律生活に於ける自治行爲としての法律行爲は其行爲者の意欲に相應する法的效果所謂意思効果を發生する許りで無く社會生活の必要上法は行爲者の意欲に關係無く時に他の効果をも發生せしめ所謂法定効果を伴ふことがある、例へば賣買契約に於て賣主が代金請求權、買主が商品引渡請求權を取得することは本來其當事者の目的とする所であり此効果を生ぜしめる爲めに賣買を爲すのであれば此法的效果として發生する兩權利は賣買と謂ふ契約の意思効果である、而して法は賣買に此効果を生ぜしめるのみでは吾人の社會生活上尙足らずとし賣買當事者の爲めに賣主に瑕疵擔保の責任を負はしめ買主は賣買の目的物に缺點あるとき代金減額、契約解除等の權利を有する、此瑕疵擔保の責任は賣買と謂ふ法律行爲の効果であるが買買當事者の意欲に基き之に相應するものとして發生するもので無く法の規定に依る法定効果である、手

形行爲に於ても之と同一に署名者の意欲に相應する意思効果として署名者に手形債務を發生する約束手形の振出、爲替手形の引受及び參加引受、約束手形並に爲替手形の保證の如き手形行爲の外、署名者は手形讓渡の意欲あるか又は支拂關係者たるに過ぎぬ支拂人を設定し之に手形金の支拂を委託する意欲あるに依り手形讓渡の効果又は支拂人に支拂を請求し得る權能を所持人に與へる效果を生ずる裏書及び爲替手形並に小切手の振出と謂ふ手形行爲がある、爲替手形又は小切手所持人が支拂人に對して手形金の支拂を求め得る根據は振出人が此等に其支拂を委託する形式に於て如之き權能を受取人に附與する爲めであり被裏書人が手形上の權利者として手形債務者に對し得るは裏書に依り手形を讓受けたるに依るのであつて共に此效果は其手形行爲の意思効果である、然るに此振出人又は裏書人が手形債務を負擔することは恰かも賣買に於ける賣主が瑕疵擔保の法定責任を負ふと同一に支拂人の支拂無きか又は既に手形上の權利を具象するものとして讓渡した手形の支拂無きとき所持人の此不利益に對する救済として法が特に課した責任即ち法定效果

と認めるを至當と思ふ、若し此見解を妥當なりとすれば所謂債權的手形行爲を單純に承認すること能はず之に相當の變更を加へる餘地あると思ふ、而して物權的手形行爲の外署名者に責任を生ずべき所謂債權的手形行爲あり其行爲の内容は各手形行爲に依り異なり從て之より發生する效果も亦意思効果と法定效果とに別れるれど總て債權的であつて此行爲は手形の發行又は之と同一狀態を招來するとき完成すると爲し、然かも其效果は物權的手形行爲の有無を論ぜず惡意又は重大なる過失無き手形の取得者あるとき發生するものと認めて不都合無きが如し如何。

手形理論は手形法の解釋として最も良く手形取引の實情に適するものが妥當とせられるのであるが上來述ぶる如く各學說とも多少の缺點を包含し完全たり得るもの無く、然かも何れの學說を採用するとしても署名者に手形の發行無く窃取せられたとき其署名者の責任を認め或は發行前其署名の抹消を許さぬとする如きは吾手形法の解釋として果た手形取引の實際上不都合と認められる故結果に於ては各學說とも大差無きものである、從て或る學者は此手形學說を以て無用の概念遊戯と

一蹴する、此見方も亦一理あるもので各種の證券につき獨り手形に關してのみ如之き論争を續けることは或は無用であるかも知れぬ、寧ろ根本的に民商法を統一し自然人の活動と法人の活動とを規定するに當つて法人に關する團體法を制定すると同時に各種の證券に就ても亦統一的規定を作り根本的に之を綜合統一するを優れりと思ふ。

(5) 手形理論に關連して所持人が手形上の権利者となるのは當初相手方其他より手形上の権利を取得するからであるが此権利取得は相手方の権利即ち譲渡人の有する手形上の権利と風馬牛に権利を取得する所謂原始的取得であるか又は相手方の権利を承繼し譲渡人の有した権利を譲受ける所謂承繼的取得かの問題がある、振出人から手形の發行を受けた受取人は振出人の振出と謂ふ手形行爲に基くものであつて此間原始的又は承繼的の問題を生ぜず當初の権利關係の設定であるが、裏書人から手形を譲受けた被裏書人は裏書人の有した手形上の権利を譲受けたものとするれば承繼取得となり裏書人の有した手形上の権利に關係無く振出人其他の手形

債務者の債務發生に對應する手形上の権利を直接取得するものとするれば原始取得となる。

此問題は手形抗辯の問題に關連するものであつて手形債務者は手形法に規定なき事由を以て手形上の請求を爲す者に對抗することを得ぬ結果例へば振出人が受取人に對抗し得る抗辯を被裏書人に對抗し得ぬことは假令権利取得と抗辯權と各別箇の問題であるとするも相通する所無きものとは云へぬ、而して此問題に重要な根據を與へるものはかの第四百四十一條惡意又は重過失無き手形取得者の權利取得の規定であつて、尙之に關連して第四百六十二條期限後裏書の被裏書人は裏書人の有した手形上の権利のみを取得するとの規定が參酌される、民商法を通じて權利の原始的取得を規定した重要な法文は商法の第四百四十一條以外民法に第九十二條がある、同條は動産取引を保護する爲めの規定であつて無事平穩に然かも公々然と動産を自己の勢力内に握取し所謂占有を始めた者が相手方に其動産を處分する權限無きことを知らず之を知らぬことにつき不注意無かりしときは其占有取得

と同時に其動産に付き自己の権利を行使し得非権利者から賣買として其物を買受ければ即時其物の所有権を取得し質にとれば之につき質権を取得するものと爲す、而して此規定は例外規定で賣主の所有物を買受けた買主は此規定に依つて其物の所有権を原始的に取得すると謂ふので無く此場合は賣主の有した権利を承繼して承繼的に其所有権を取得するが若し彼が非所有者であつても平穩公然に其物の占有を得且つ善意にして無過失なれば亦本規定に因つて保護され原始的に所有権を取得するのである、手形法第四百四十一條は本規定と條件を異にするが其趣旨は同一であつて亦手形上の権利を原始的に取得することを定め以て證券取引の安全を謀るもので他の證券類に此規定準用される結果甚だ重要な規定とされる、然かし何處迄も此規定は亦例外的規定であれば此規定を根據として手形上の権利取得が原始的取得であると斷定することは誤まるものと思はれる、現に期限後裏書あるとき本規定が其被裏書人に適用されるか否かに就て學說別かれ決定せぬが著者の如きは既に説明した通り其適用なきものと解するを以て一貫して引渡讓渡又は裏書に

依る権利取得或は参加支拂に依る権利取得を以て原始取得と爲す者も之を唯一の根據とすることは妥當を缺くものと思ふ、然らば手形法第四百四十一條は單に手形上の権利者に非ざるか又は其者の正當代理人に非ざる者から惡意又は重大なる過失無く手形法の規定する所に従ひ手形證券を取得した者につきてのみ其取得を保護され例外的に手形上の権利を取得せしめられるものであることを念頭に置き以て原始取得か承繼取得かを決定せねばならぬと思ふ。

先づ手形上の権利取得につき其一般を觀察すれば手形の引渡又は裏書に依る讓渡、参加支拂及び償還義務の履行に依るものとの三場合に區別し得る、最も償還義務の履行に依り手形上の第二次債務者が再び手形上の権利を行使し得るのは参加支拂に依り手形上の権利を取得すると同一では無く曩きの手形上の権利は依然として存続するが唯證券を占有せぬ爲め行使し得ぬ状態に在りしものが償還に依り再び證券を得る結果潛勢が現勢に復活するに過ぎぬと説明する學者がある、此説は公示催告手續に依り除權判決に基き債務を辨済した裏書人が前者に對して尙再償還

を請求し得ることの説明に就ては便利であるが一般的には妥當を缺くものと思ふ、何故ならば爲替手形の振出人は後日の引受人に對して其償還義務の履行に依り手形金の支拂を請求し得るのであるが、振出當時引受人無ければ此振出人の権利は權利の復活行使を以ては説明し得ぬ故である、而して被引渡人被裏書人及び償還を爲した第二次債務者が手形上の権利者として手形債務者に支拂又は償還を請求し得手形債務者之を拒絶せんとすれば手形抗辯の規定に依る外無く、其請求者が期限後裏書の被裏書人又は参加支拂人ならば各期限後裏書又は参加支拂の効果の規定する法文に依らねばならぬ、而して期限後裏書の被裏書人は裏書人の有した手形上の権利のみを取得するものであれば此被裏書人及び爾後の所持人は其裏書人の有した手形上の権利を承継すること一點の疑無く、参加支拂人が支拂を爲したときは引受人、被参加人及び其前者に對する所持人の権利を取得するもので此所持人の権利に就て争あるが之を一般所持人の権利と解すべき何等の根據無く法文上他に所持人の権利として規定する所も無きを以て此所持人とは支拂を請求した権利者と解

するを相當と思ふ、最も如之く解すると其所持人非権利者であつたとき参加支拂人の権利如何の問題を生ずるが参加支拂有效な限り其参加支拂人は手形證券を取得し此取得が第四百四十一條に該當すれば此規定に因り手形上の権利を取得すると解して何等差支へ無かるべしと考へる、如之く詮じつめれば問題は引渡讓渡又は裏書讓渡に依る権利者の権利取得は承継取得であるか果た原始取得であるかを判斷結論すれば足りることとなる、裏書は商法上手形に特有の現象では無く貨物引換證、船荷證券又は預證券、質入證券の類にも行はれる、而して同一形式方法に依る裏書であつても他の證券に於ては夫が原始取得の原因とならざることから考へれば裏書に依る権利取得を以て原始取得なりとする爲めには他の根據に基くことを必要とすべく其根據とは手形法上抗辯權制限の規定と第四百四十一條をあげる外無く、然かも第四百四十一條は前叙の如く決定的根據となるもので無ければ勢ひ手形抗辯の規定に依り判斷すべきで此規定と相俟つて所持人又は償還を爲した裏書人等手形債務者に對し單純に手形債務を追及し得る組織となり居るからである、然るに一

般には手形抗辯の問題と権利取得とを截然區別し其権利取得は一面手形債務の發生が單獨行爲であり相手方の協力無くして發生し一旦發生した此債務に對應する手形上の権利は現存するを以て手形所持人は手形の取得に依つて他面直ちに此權利を取得すると謂ひ原始取得を説明する者なるが、此單獨行爲なりとの理論が既に諸規定から綜合抽出されたものである以上如之き説明は却つて真相を捕捉した適切な説明とは考へられぬ、而して手形抗辯の條文に依れば既に讀者の知らるゝ通り振出人甲は受取人乙に對抗し得る抗辯を被裏書人丙に對抗し得ぬことを原則とするものであれば甲乙間に手形金の支拂あり乙は其手形につき甲に對し手形上の權利を有せず此兩人間には實質的に手形關係最早存在せざるべきに不拘、同一手形に付き丙亦甲に對し手形金を請求し得ることを若し承繼取得と解するならば無から有を生ぜしめたことゝなつて理論に合致せぬ許りで無く、手形尙取者の如き真正の權利者に非ざる者から惡意又は重大なる過失無く手形を取得した者所持人として其權利を行使し得ることゝ亦衝突し此間承繼を認むべきもの無しと謂はれる、抑も

手形上の権利は手形證券を俟つて初めて發生し且此證券を通じて其所持人に歸屬するものであれば外觀上證券のある所手形上の權利が存在するもので手形法は特に不正取得者の非權利者たるべきことを規定するのみで之が爲め手形上の權利が消滅することを規定せぬ、從て手形上の權利は手形上の權利として手形に依つて代表される爲め恰かも有體物が一箇の物として所在に轉帳する如く轉帳し其内容實質に變更を生ぜず其變更廢止あるは任意の抹消又は除權判決あるときに限るのである、されば前例甲乙間に支拂ありて實質上此双互間には手形關係消滅しても其手形の任意の破毀抹消なき限り尙外觀上其權利を代表する手形としての存在を有する爲め此權利關係が更らに丙に移轉するが如く認められ丙に權利を取得せしめるのであつて之は手形抗辯制限の反射と認めて何等差支へ無かるべしと思ふ、若し如之く解せねば期限後裏書の被裏書人のみが手形上の權利を承繼的に取得し此者に限り裏書人の有した權利のみを取得すとのことが不可解となる、而して此の場合も亦被裏書人は手形上の權利を原始的に裏書人に關係無く取得するが手形債務者は

裏書人に對する抗辯を被裏書人に對抗し得るものであつて此處に手形抗辯の問題と權利取得の問題とを區別すべき要點ありと謂ふ者あれど、如何なる理由に依り手形債務者は此場合に限り原始取得者たる被裏書人に對し裏書人に對する抗辯を對抗し得るものなるかの説明をせぬ、更らに手形債務者は既に手形金の支拂拒絶に於て説明せる如く所持人に對し惡意の抗辯を對抗し得ると謂はれる、而して此惡意の抗辯は民法上の指圖債權が常に同一性を保持しつゝ甲から乙、乙から丙へと轉輾するものとして其債務者に與へられた消極的權利であれば、此惡意の抗辯が手形債務者にも準用されるものとするれば其所持人の權利取得も亦承繼取得と云ふことに依つて彼是權衡を得るものと思はれる、然らば通例手形上の權利は證券の所在に従つて轉輾し證券上に具象化するものとして取扱はれ甲より乙、乙より丙へと法律上移轉するが實質的に非權利者からの讓渡あるときは例外的に第四百四十一條に依り原始的取得行はれるものと認められるに過ぎず、且つ如之き證券的權利の性質上第四百四十一條を以て手形上の權利取得をも規定したものと解し得るものと思ふ。

此問題に關連して重要な關係あるものは甲乙間の手形關係につき債務者甲が其權利者乙に對し質權又は抵當權を設定するが如く乙が擔保權を有するとき乙其手形を丙に讓渡すれば此擔保權は消滅するか又は丙に移轉するか如何である、手形上の權利は常に原始的に取得されると説く論者は擔保權の移轉を認めず承繼取得であるものとする論者は其移轉を認め全く反對の結論となる、而して學說の大勢は原始取得に傾く如く亦此説を以てすれば債權讓渡の方法に依る手形讓渡が手形法外の讓渡方法として承繼取得となり説明區別され便利であるが、かくすれば其原始取得は讓渡方法の相違に基くこととなり結極手形法上の裏書又は引渡讓渡のみが原始取得の基礎と認められねばならなくなるが、著者は手形法上の讓渡と手形法外の讓渡とに本來格段の相違あるもので無く手形法上の讓渡に他と異なる效果あるは抗辯權制限の差異に基くものと考へるを以て問題の擔保權は手形と共に讓受人に移轉するものと思ふ。

商法第四編 手形

第一章 總則

第四百三十四條 本法ニ於テ手形トハ爲替手形、約束手形及ヒ小切手ヲ謂フ

第四百三十五條 手形ニ署名シタル者ハ其手形ノ文言ニ從ヒテ責任ヲ負フ

第四百三十六條 代理人カ本人ノ爲メニスルコトヲ記載セスシテ手形ニ署名シタルトキハ本人ハ手形上ノ責任ヲ負フコトナシ

第四百三十七條 偽造又ハ變造シタル手形ニ署名シタル者ハ其偽造又ハ變造シタル手形ノ文言ニ從ヒテ責任ヲ負フ

變造シタル手形ニ署名シタル者ハ變造前ニ署名シタルモノト推定ス

偽造者、變造者及ヒ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リ偽造又ハ變造シタル手形ヲ取得シタル者ハ手形上

ノ權利ヲ有セス

第四百三十八條 無能力者カ手形ヨリ生シタル債務ヲ取消シタルトキト雖モ他ノ手形上ノ權利義務ニ影響ヲ及ボサス

第四百三十九條 本編ニ規定ナキ事項ハ之ヲ手形ニ記載スルモ手形上ノ效力ヲ生セス

第四百四十條 手形ノ債務者ハ本編ニ規定ナキ事由ヲ以テ手形上ノ請求ヲ爲ス者ニ對抗スルコトヲ得ス但直接ニ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ事由ハ此限ニ在ラス

第四百四十一條 何人ト雖モ惡意又ハ重大ナル過失ナクシテ手形ヲ取得シタル者ニ對シ其手形ノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス

第四百四十二條 手形ノ引受又ハ支拂ヲ求ムル爲メニスル呈示、拒絕證書ノ作成其他手形上ノ權利ノ行使又ハ保全ニ付キ利害關係人ニ對シテ爲スヘキ行爲ハ其營業所、若シ營業所ナキトキハ其住所又ハ居所ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス但其者ノ承諾ア

第二章 爲替手形

第一節 振出

第四百四十五條 爲替手形ニハ左ノ事項ヲ記載シ振出人之ニ署名スルコトヲ要ス

- 一 其爲替手形タルコトヲ示スヘキ文字
- 二 一定ノ金額

三 支拂人ノ氏名又ハ商號

四 受取人ノ氏名又ハ商號

五 單純ナル支拂ノ委託

六 振出ノ年月日

七 一定ノ満期日

八 支拂地

第四百四十六條 爲替手形ノ主タル部分ニ記載シタル金額カ他ノ部分ニ記載シタル金額ト異ナルトキハ主タル部分ニ記載シタル金額ヲ以テ手形金額トス

第四百四十七條 振出人ハ自己ヲ受取人又ハ支拂人

ルトキハ他ノ場所ニ於テ之ヲ爲スコトヲ妨ケス利害關係人ノ營業所、住所又ハ居所カ知レサルトキハ拒絕證書ヲ作ルヘキ公證人又ハ執達吏ハ其地ノ官署又ハ公署ニ問合ヲ爲スコトヲ要ス若シ問合ヲ爲スモ營業所、住所又ハ居所カ知レサルトキハ其役場又ハ官署若クハ公署ニ於テ拒絕證書ヲ作ルコトヲ得

第四百四十三條 引受人又ハ約束手形ノ振出人ニ對スル債權ハ満期日ヨリ三年所持人ノ其前者ニ對スル償還請求權ハ支拂拒絕證書作成ノ日ヨリ一年裏書人ノ其前者ニ對スル償還請求權ハ償還ヲ爲シタル日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第四百四十四條 手形ヨリ生シタル債權カ時効又ハ手續ノ欠缺ニ因リテ消滅シタルトキト雖モ所持人ハ振出人又ハ引受人ニ對シ其受ケタル利益ノ限度ニ於テ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

ト定ムルコトヲ得

第四百四十八條 振出人ハ爲替手形ニ其支拂地ニ於ケル豫備支拂人ヲ記載スルコトヲ得

第四百四十九條 爲替手形ハ其金額三十圓以上ノモノニ限リ之ヲ無記名式ト爲スコトヲ得

第四百四十九條ノ二 振出人ハ爲替手形ニ受取人ノ氏名又ハ商號ト共ニ其爲替手形ノ所持人カ支拂ヲ受クルコトヲ得ヘキ旨ヲ記載スルコトヲ得
前項ノ爲替手形ハ無記名式ノモノト同一ノ效力ヲ有ス

第四百四十九條ノ三 第四百四十九條ノ規定ハ前條第一項ニ定メタル爲替手形ニ之ヲ準用ス

第四百五十條 満期日ハ左ニ掲ケタル種類ノ一タルコトヲ要ス

- 一 確定セル日
- 二 日附後確定セル期間ヲ經過シタル日
- 三 一覽ノ日
- 四 一覽後確定セル期間ヲ經過シタル日

第四百五十一條 振出人カ爲替手形ニ満期日ヲ記載セザリシトキハ一覽ノ日ヲ以テ其爲替手形ノ満期日トス

第四百五十二條 振出人カ爲替手形ニ支拂地ヲ記載セザリシトキハ支拂人ノ氏名又ハ商號ニ附記シタル地ヲ以テ其支拂地トス

第四百五十二條ノ二 支拂人ノ氏名又ハ商號ニ附記シタル地ハ之ヲ其營業所又ハ住所ノ所在地ト看做ス

第四百五十三條 振出人ハ支拂人ニ非サル者ヲ以テ支拂擔當者トシテ爲替手形ニ記載スルコトヲ得

第四百五十四條 振出人ハ爲替手形ニ其支拂地ニ於ケル支拂ノ場所ヲ記載スルコトヲ得

第二節 裏書

第四百五十五條 爲替手形ハ其記名式ナルトキト雖モ裏書ニ依リテ之ヲ讓渡スコトヲ得但振出人カ裏書ヲ禁スル旨ヲ記載シタルトキハ此限ニ在ラス

第四百五十六條 振出人、引受人又ハ裏書人カ裏書

ニ依リテ爲替手形ヲ讓受ケタルトキハ更ニ裏書ニ依リテ之ヲ讓渡スコトヲ得

第四百五十七條 裏書ハ爲替手形、其贈本又ハ補箋ニ被裏書人ノ氏名又ハ商號及ヒ裏書ノ年月日ヲ記載シ裏書人署名スルニ依リテ之ヲ爲ス

裏書ハ裏書人ノ署名ノミヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ爾後爲替手形ハ引渡ノミニ依リテ之ヲ讓渡スコトヲ得

第四百五十八條 裏書人ハ裏書ヲ爲スニ當タリ支拂地ニ於ケル豫備支拂人ヲ記載スルコトヲ得

第四百五十九條 裏書人ハ裏書ヲ爲スニ當タリ手形上ノ責任ヲ負ハサル旨ヲ記載スルコトヲ得

第四百六十條 裏書人カ裏書ヲ爲スニ當タリ爾後裏書ヲ禁スル旨ヲ記載シタルトキハ其裏書人ハ被裏書人ノ後者ニ對シテ手形上ノ責任ヲ負フコトナシ

第四百六十一條 裏書人カ其署名ノミヲ以テ裏書ヲ爲シタルトキハ所持人ハ自己ヲ其被裏書人ト爲スコトヲ得

第四百六十二條 支拂拒絕證書作成ノ期間經過ノ後所持人カ裏書ヲ爲シタルトキハ被裏書人ハ裏書人ノ有シタル權利ノミヲ取得ス此場合ニ於テハ其裏書人ハ手形上ノ責任ヲ負フコトナシ

第四百六十三條 所持人ハ裏書ニ依リテ爲替手形ノ取立ヲ委任スルモトヲ得此場合ニ於テハ裏書ニ其目的ヲ附記スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ被裏書人ハ同一ノ目的ヲ以テ更ニ裏書ヲ爲スコトヲ得

第四百六十四條 裏書アル爲替手形ノ所持人ハ其裏書カ連續スルニ非サレハ其權利ヲ行フコトヲ得ス但署名ノミヲ以テ爲シタル裏書アルトキハ次ノ裏書人ハ其裏書ニ因リテ爲替手形ヲ取得シタルモノト看做ス

抹消シタル裏書ハ裏書ノ連續ニ付テハ其記載ナキモノト看做ス

第三節 引受

第四百六十五條 所持人ハ何時ニテモ爲替手形ヲ支

拂人ニ呈示シテ其引受ヲ求ムルコトヲ得

第四百六十六條 一覽後定期拂ノ爲替手形ノ所持人ハ其日附ヨリ一年内ニ爲替手形ヲ支拂人ニ呈示シテ其引受ヲ求ムルコトヲ要ス但振出人ハ之ヨリ短キ呈示期間ヲ定ムルコトヲ得

所持人カ拒絕證書ニ依リ前項ニ定メタル呈示ヲ爲シタルコトヲ證明セサルトキハ其前者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

第四百六十七條 所持人カ一覽後定期拂ノ爲替手形ヲ呈示シタル場合ニ於テ支拂人カ其引受ヲ爲サス又ハ引受ノ日附ヲ爲替手形ニ記載セサリシトキハ所持人ハ呈示期間内ニ拒絕證書ヲ作ラシムルコトヲ要ス此場合ニ於テハ其拒絕證書作成ノ日ヲ以テ呈示ノ日ト看做ス

所持人カ拒絕證書ヲ作ラシメサリシトキハ其前者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ
引受人カ引受ノ日附ヲ記載セサリシ場合ニ於テ所持人カ拒絕證書ヲ作ラシメサリシトキハ呈示期間

ノ末日ヲ以テ呈示ノ日ト看做ス

第四百六十八條 引受ハ爲替手形ニ其旨ヲ記載シ支拂人署名スルニ依リテ之ヲ爲ス

支拂人カ爲替手形ニ署名シタルトキハ其引受ヲ爲シタルモノト看做ス

第四百六十九條 支拂人ハ手形金額ノ一部ニ付キ引受ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ヲ除ク外支拂人カ爲替手形ノ單純ナル引受ヲ爲ササリシトキハ其引受ヲ拒絕シタルモノト看做ス但引受人ハ其引受ノ文言ニ從ヒテ責任ヲ負フ

第四百七十條 支拂人ハ爲替手形ノ引受ニ因リ満期日ニ於テ其引受ケタル金額ヲ支拂フ義務ヲ負フ

第四百七十一條 引受人カ爲替手形ノ支拂ヲ爲ササリシ場合ニ於テ其所持人又ハ償還ヲ爲シタル裏書人若クハ振出人ニ對シテ支拂フヘキ金額ハ第四百九十一條又ハ第四百九十二條ノ規定ニ依リテ之ヲ定ム

第四百七十二條 振出人カ爲替手形ニ支拂擔當者ヲ記載セサリシトキハ支拂人ハ其引受ヲ爲スニ當タリ之ヲ記載スルコトヲ得若シ支拂人カ之ヲ記載セサリシトキハ支拂地ニ於テ自ラ支拂ヲ爲ス責ニ任ス

前項ノ場合ニ於テ振出人ハ爲替手形ニ其引受ヲ求ムル爲メ之ヲ呈示スヘキ旨ヲ記載スルコトヲ得此場合ニ於テ所持人カ拒絕證書ニ依リ其呈示ヲ爲シタルコトヲ證明セサルトキハ其前者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

第四百七十三條 支拂人ハ引受ヲ爲スニ當タリ爲替手形ニ其支拂地ニ於ケル支拂ノ場所ヲ記載スルコトヲ得

第四節 擔保ノ請求

第四百七十四條 支拂人カ爲替手形ノ引受ヲ爲ササリシトキハ所持人ハ其前者ニ對シ手形金額及ヒ費用ニ付キ相當ノ擔保ヲ請求スルコトヲ得
支拂人カ手形金額ノ一部ニ付キ引受ヲ爲シタルト

キハ所持人ハ其殘額及ヒ費用ニ付キ相當ノ擔保ヲ請求スルコトヲ得

第四百七十五條 爲替手形ノ所持人カ前條ノ請求ヲ爲サント欲スルトキハ引受拒絕證書ヲ作ラシムルコトヲ要ス

第四百七十六條 擔保ノ請求ヲ受ケタル裏書人ハ其前者ニ對シ其擔保スヘキ金額及ヒ費用ニ付キ相當ノ擔保ヲ請求スルコトヲ得

第四百七十七條 前三條ノ規定ニ依リテ擔保ノ請求ヲ受ケタル者ハ遲滞ナク引受拒絕證書ト引換ニ相當ノ擔保ヲ供スルコトヲ要ス但擔保ニ代ヘテ相當ノ金額ヲ供託スルコトヲ得

第四百七十八條 前者カ擔保ヲ供シ又ハ供託ヲ爲シタルトキハ其後者全員ノ爲メ且其後者全員ニ對シテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第四百七十九條 左ノ場合ニ於テハ第四百七十七條ノ規定ニ依リテ供シタル擔保ハ其效力ヲ失ヒ又供託シタル金額ハ之ヲ取戻スコトヲ得

一 後日ニ至リ爲替手形ノ單純ナル引受アリタルトキ

二 手形金額及ヒ費用ノ支拂アリタルトキ

三 擔保ヲ供シ若クハ供託ヲ爲シタル者又ハ其前者カ償還ヲ爲シタルトキ

四 手形上ノ權利カ時效又ハ手續ノ欠缺ニ因リテ消滅シタルトキ

五 擔保ヲ供シ又ハ供託ヲ爲シタル者カ満期日ヨリ一年内ニ償還ノ請求ヲ受ケサリシトキ

第四百八十條 引受人カ破産ノ宣告ヲ受ケタル場合ニ於テ相當ノ擔保ヲ供セサルトキハ所持人ハ豫備支拂人ノ引受ヲ求ムルコトヲ得但拒絕證書ヲ作ラシムルコトヲ要ス

豫備支拂人ナキトキ又ハ豫備支拂人カ單純ナル引受ヲ爲ササリシトキハ所持人ハ其前者ニ對シテ相當ノ擔保ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ第四百七十四條乃至第四百七十八條ノ規定ヲ準用ス
第四百八十一條 左ノ場合ニ於テハ前條第二項ノ規

定ニ依リテ供シタル擔保ハ其效力ヲ失ヒ又供託シタル金額ハ之ヲ取戻スコトヲ得

一 豫備支拂人カ後日ニ至リ單純ナル引受ヲ爲シタルトキ

二 引受人カ後日ニ至リ相當ノ擔保ヲ供シタルトキ

三 第四百七十九條第二號乃至第五號ノ場合

第五節 支拂

第四百八十二條 一覽拂ノ爲替手形ノ所持人ハ其日附ヨリ一年内ニ爲替手形ヲ呈示シテ其支拂ヲ求ムルコトヲ要ス但振出人ハ之ヨリ短キ呈示期間ヲ定ムルコトヲ得

所持人カ拒絕證書ニ依リ前項ニ定メタル呈示ヲ爲シタルコトヲ證明セサルトキハ其前者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

第四百八十三條 支拂ハ爲替手形ト引換ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ要セス
支拂ヲ爲ス者ハ所持人ヲシテ爲替手形ニ其支拂ヲ

受ケタル旨ヲ記載セシメ且之ニ署名セシムルコトヲ得

第四百八十四條 手形金額ノ全部ニ付キ引受アリタルトキト雖モ所持人ハ其一部ノ支拂ヲ拒ムコトヲ得ス

一部ノ支拂アリタルトキハ所持人ハ其旨ヲ爲替手形ニ記載シ且其寫本ヲ作り署名ノ後之ヲ交付スルコトヲ要ス

第四百八十五條 爲替手形ノ支拂ノ請求ナキトキハ引受人ハ支拂拒絶證書作成ノ期間經過ノ後手形金額ヲ供託シテ其債務ヲ免ルルコトヲ得

第六節 償還ノ請求

第四百八十六條 支拂人カ爲替手形ノ支拂ヲ爲サザリシトキハ所持人ハ其前者ニ對シテ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第四百八十七條 所持人カ前條ノ請求ヲ爲サント欲スルトキハ滿期日又ハ其後二日內ニ支拂ヲ求ムル爲メ爲替手形ヲ支拂人ニ呈示シ、若シ手形金額ノ

支拂ナキトキハ同一期間內ニ支拂拒絶證書ヲ作成シムルコトヲ要ス但此期間ニハ休日ヲ算入セス所持人カ前項ニ定メタル手續ヲ爲サザリシトキハ其前者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

第四百八十七條ノ二 前條第一項ノ場合ニ於テハ所持人ハ其直接ノ前者ニ對シテ拒絶證書作成ノ日又ハ其後二日內ニ償還請求ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス

第四百八十八條 裏書人カ其後者ヨリ償還請求ノ通知ヲ受ケタルトキハ其直接ノ前者ニ對シテ通知ヲ受ケタル日又ハ其後二日內ニ償還請求ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス

第四百八十八條ノ二 所持人又ハ裏書人カ其直接ノ前者ニ非サル前者ニ對シテ償還請求ノ通知ヲ發シタルトキハ其後者ニ對シ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任シ且利息及ヒ費用ノ償還ヲ請求スル權利ヲ失フ

所持人又ハ裏書人カ其前者ノ何レニ對シテモ通知ヲ發セザリシトキハ其前者全員ニ對スル權利義務

ニ付キ前項ノ規定ヲ準用ス

第四百八十八條ノ三 裏書人カ裏書ヲ爲スニ當タリ裏書地ヲ記載セザリシトキハ償還請求ノ通知ハ其直接ノ前者ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

前條ノ規定ハ裏書地ヲ記載セザリシ裏書人ニ對スル權利義務ニハ之ヲ適用セス振出人カ振出地ヲ記載セザリシトキ亦同シ

第四百八十八條ノ四 所持人又ハ裏書人カ其前者ニ對シ第四百八十七條ノ二又ハ第四百八十八條ノ期間內ニ書面ヲ發送シタル事實アルトキハ其事實ニ付キ通信官署又ハ公衆通信取扱所ノ證アル場合ニ

限り其書面ハ之ヲ償還請求ノ通知書ト推定ス

第四百八十九條 爲替手形ノ所持人ハ支拂拒絶證書ヲ作ラシメザリシトキト雖モ其作成ヲ免除シタル者ニ對シテハ手形上ノ權利ヲ失フコトナシ

所持人カ支拂拒絶證書ヲ作ラシメタルトキハ其作成ヲ免除シタル者ト雖モ其費用ヲ償還スル義務ヲ免ルルコトヲ得ス

第四百八十九條ノ二 支拂拒絶證書ノ作成ヲ免除シタル者ニ對シテハ所持人ハ支拂拒絶證書作成ノ期間內ニ支拂ヲ求ムル爲メ爲替手形ヲ呈示シタルモノト推定ス

第四百九十條 所持人カ償還ノ請求ヲ爲サント欲スルトキハ支拂擔當者ニ、若シ爲替手形ニ支拂擔當ノ記載ナキトキハ支拂地ニ於テ支拂人ニ爲替手形ヲ呈示シテ其支拂ヲ求ムルコトヲ要ス此場合ニ於テ支拂擔當者又ハ支拂人カ支拂ヲ爲サザリシトキ

ハ所持人ハ支拂地ニ於テ第四百八十七條第一項ノ規定ニ從ヒ支拂拒絶證書ヲ作ラシムルコトヲ要ス

爲替手形ニ支拂擔當者ノ記載アル場合ニ於テ所持人カ前項ニ定メタル手續ヲ爲サザリシトキハ引受人ニ對シテモ手形上ノ權利ヲ失フ

第四百九十一條 爲替手形ノ所持人ハ左ノ金額ニ付キ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

- 一 支拂アラザリシ手形金額及ヒ滿期日以後ノ法定利息

二 拒絶證書作成ノ手数料其他ノ費用

前項ノ金額ハ償還ノ請求ヲ受クル者ノ營業所又ハ住所ノ所在地カ支拂地ト異ナル場合ニ於テハ支拂地ヨリ償還ノ請求ヲ受クル者ノ營業所又ハ住所ノ所在地ニ宛テ振出シタル一覽拂ノ爲替手形ノ相場ニ依リテ之ヲ計算ス若シ支拂地ニ於テ其相場ナキトキハ償還ノ請求ヲ受クル者ノ營業所又ハ住所ノ所在地ニ最モ近キ地ニ宛テ振出シタル一覽拂ノ爲替手形ノ相場ニ依ル

第四百九十二條 償還ノ請求ヲ受ケタル裏書人ハ左ノ金額ニ付キ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

- 一 其支拂ヒタル金額及ヒ支拂ノ日以後ノ法定利息
- 二 其支出シタル費用

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四百九十三條 爲替手形ノ所持人又ハ裏書人ハ償還ノ請求ヲ爲スメ其前者ヲ支拂人トシテ更ニ爲替手形ヲ振出スコトヲ得

第四百九十四條 所持人又ハ裏書人カ前條ノ規定ニ依リテ振出ス爲替手形ハ償還ノ請求ヲ受クル者ノ營業所又ハ住所ノ所在地ヲ以テ其支拂地ト定メタル一覽拂ノモノタルコトヲ要ス

所持人カ振出ス爲替手形ニハ本爲替手形ノ支拂地ヲ以テ振出地ト定メ裏書人カ振出ス爲替手形ニハ其營業所又ハ住所ノ所在地ヲ以テ振出地ト定ムルコトヲ要ス

第四百九十五條 償還ハ爲替手形、支拂拒絶證書及ヒ償還計算書ト引換ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ要セス

償還ヲ爲ス者ハ之ヲ受クル者ヲシテ償還計算書ニ償還ヲ受ケタル旨ヲ記載セシメ且之ニ署名セシムルコトヲ得

第四百九十六條 削除

第七節 保證

第四百九十七條 爲替手形ヨリ生シタル債務ヲ保證スル爲メ爲替手形、其謄本又ハ補箋ニ署名シタル

者ハ其債務カ無効ナルトキト雖モ主タル債務者ト同一ノ責任ヲ負フ

第四百九十八條 何人ノ爲メニ保證ヲ爲シタルカ分明ナラサルトキハ其保證ハ引受人ノ爲メニ之ヲ爲シタルモノト看做ス但未タ引受アラサリシトキハ振出人ノ爲メニ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第四百九十九條 保證人カ其債務ヲ履行シタルトキハ所持人カ主タル債務者ニ對シテ有セシ權利及ヒ主タル債務者カ其前者ニ對シテ有スヘキ權利ヲ取得ス

第八節 參加

第一款 參加引受

第五百條 爲替手形ノ所持人カ引受拒絶證書ヲ作ラシメタル場合ニ於テ豫備支拂人アルトキハ其豫備支拂人ニ引受ヲ求メタル後ニ非サレハ其前者ニ對シテ擔保ヲ請求スルコトヲ得ス
豫備支拂人カ引受ヲ爲ササリシトキハ所持人ハ其旨ヲ引受拒絶證書ニ記載セシムルコトヲ要ス

第五百一條 爲替手形ノ所持人ハ豫備支拂人ニ非ザル者ノ參加引受ヲ拒ムコトヲ得

第五百二條 參加引受ヲ爲サントスル者數人アルトキハ所持人ハ其選擇ニ從ヒ其一人ヲシテ引受ヲ爲サシムルコトヲ得

第五百三條 參加引受ハ爲替手形ニ其旨ヲ記載シテ加引受人署名スルニ依リテ之ヲ爲ス

參加引受人カ爲替手形ニ被參加人ヲ定メサリシトキハ其引受ハ振出人ノ爲メニ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第五百四條 所持人ハ引受拒絶證書ニ參加引受アリタル旨ヲ記載セシメ且其證書作成ノ費用ノ支拂ト引換ニ之ヲ參加引受人ニ交付スルコトヲ要ス

參加引受人ハ遲滞ナク前項ノ拒絶證書ヲ被參加人ニ送付スルコトヲ要ス

第五百五條 參加引受人ハ支拂人カ手形金額ノ支拂ヲ爲ササル場合ニ於テ被參加人ノ後者ニ對シ支拂アラサリシ手形金額及ヒ費用ヲ支拂フ義務ヲ負フ

但所持人カ支拂拒絶證書作成ノ期間内ニ支拂ヲ求ムル爲メ爲替手形ヲ參加引受人ニ呈示セサルトキハ參加引受人ハ其義務ヲ免ル

第五百六條 爲替手形ノ所持人其他被參加人ノ後者ハ參加引受ニ因リテ擔保ヲ請求スル權利ヲ失フ

第五百七條 被參加人ハ其前者ニ對シテ擔保ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ第四百七十六條乃至第四百七十九條ノ規定ヲ準用ス

第二款 參加支拂

第五百八條 爲替手形ノ所持人カ支拂拒絶證書ヲ作ラシメタル場合ニ於テ豫備支拂人又ハ參加引受人アルトキハ所持人ハ支拂拒絶證書作成ノ期間内ニ參加引受人ニ、若シ參加引受人ナキトキ又ハ參加引受人カ支拂ヲ爲ササリシトキハ豫備支拂人ニ爲替手形ヲ呈示シテ其支拂ヲ求メタル後ニ非サレハ其前者ニ對シテ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス
參加引受人又ハ豫備支拂人カ支拂ヲ爲ササリシトキハ所持人ハ其旨ヲ支拂拒絶證書ニ記載セシムル

コトヲ要ス

所持人カ前二項ニ定メタル手續ヲ爲ササリシトキハ豫備支拂人ヲ指定シタル者又ハ被參加人及ヒ其後者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

第五百九條 爲替手形ノ所持人ハ豫備支拂人又ハ參加引受人ニ非サル者ノ參加支拂ト雖モ之ヲ拒ムコトヲ得ス若シ之ヲ拒ミタルトキハ被參加人及ヒ其後者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

第五百十條 參加支拂ヲ爲サントスル者數人アルトキハ所持人ハ最モ多數ノ者ヲシテ債務ヲ免レシムル效力ヲ有スル支拂ヲ受クルコトヲ要ス

第五百十一條 豫備支拂人又ハ參加引受人ニ非サル參加支拂人カ被參加人ヲ示ササリシトキハ其支拂ハ支拂人ノ爲メニ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第五百十二條 所持人ハ支拂拒絶證書ニ參加支拂アリタル旨ヲ記載セシメ且手形金額及ヒ費用ノ支拂ト引換ニ其拒絶證書及ヒ爲替手形ヲ參加支拂人ニ交付スルコトヲ要ス

第五百十三條 參加支拂人カ支拂ヲ爲シタルトキハ引受人、被參加人及ヒ其前者ニ對スル所持人ノ權利ヲ取得ス

第九節 拒絶證書

第五百十四條 拒絶證書ハ爲替手形ノ所持人ノ請求ニ因リ公證人又ハ執達吏之ヲ作ル

第五百十五條 拒絶證書ニハ左ノ事項ヲ記載シ公證人又ハ執達吏之ニ署名、捺印スルコトヲ要ス

- 一 拒絶者及ヒ被拒絶者ノ氏名又ハ商號
- 二 拒絶者ニ對スル請求ノ趣旨及ヒ拒絶者カ其請求ニ應セサリシコト、拒絶者ニ而會スルコト能ハサリシコト又ハ其營業所、住所若クハ居所カ知レサリシコト
- 三 前號ノ請求ヲ爲シ又ハ之ヲ爲スコト能ハサリシ地及ヒ年月日
- 四 法定ノ場所外ニ於テ拒絶證書ヲ作ルトキハ拒絶者カ之ヲ承諾シタルコト
- 五 參加引受又ハ參加支拂アルトキハ參加ノ種

類及ヒ參加人並ニ被參加人ノ氏名又ハ商號

六 拒絶證書作成ノ場所及ヒ年月日

第五百十五條ノ二 支拂拒絶證書ノ作成ハ爲替手形又ハ附箋ニ依リテ之ヲ爲ス

第五百十五條ノ三 爲替手形ノ數通ノ複本又ハ原本及ヒ謄本ヲ呈示シタル場合ニ於テ支拂拒絶證書ヲ作ルトキハ其作成ハ一通ノ複本若クハ原本又ハ附箋ニ依リテ之ヲ爲スヲ以テ足ル

前項ノ規定ニ依リテ支拂拒絶證書ヲ作リタルトキハ他ノ複本又ハ謄本ニ其旨ヲ記載スルコトヲ要ス
第五百十五條ノ四 支拂拒絶ノ場合ヲ除ク外拒絶證書ノ作成ハ爲替手形若クハ其謄本ノ寫本又ハ附箋ニ依リテ之ヲ爲ス

第五百十五條ノ五 爲替手形、複本、原本又ハ爲替手形若クハ其謄本ノ寫本ニ依リテ拒絶證書ヲ作ル場合ニ於テハ第五百十五條ニ掲ケタル事項ハ其裏面ニ記載シタル事項ニ接続シテ之ヲ記載スルコトヲ要ス

附箋ニ依ル場合ニ於テハ公證人又ハ執達吏ハ其接
目ニ契印ヲ爲スコトヲ要ス

第五百十六條 數人ニ對シテ手形上ノ請求ヲ爲スヘ
キトキハ其請求ニ付キ一通ノ拒絕證書ヲ作ラシム
ルヲ以テ足ル

第五百十七條 公證人又ハ執達吏カ拒絕證書ヲ作リ
タルトキハ其謄本ニ左ノ事項ヲ記載シ之ヲ其役場
ニ備フルコトヲ要ス

一 手形金額

二 振出人、支拂人及ヒ受取人ノ氏名又ハ商號

三 振出ノ年月日

四 満期日及ヒ支拂地

五 支拂擔當者、豫備支拂人又ハ參加引受人ア
ルトキハ其氏名又ハ商號

拒絕證書カ滅失シタルトキハ利害關係人ハ其謄本
ノ交付ヲ請求スルコトヲ得此謄本ハ原本ト同一ノ
效力ヲ有ス

第十節 爲替手形ノ複本及ヒ謄本

第五百十八條 爲替手形ノ所持人ハ振出人ニ對シテ

其爲替手形ノ複本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得但所
持人カ受取人ニ非サルトキハ順次ニ其前者ヲ經由
シテ之ヲ請求スルコトヲ要ス

振出人カ爲替手形ノ複本ヲ作りタルトキハ各裏書
人ハ各通ニ其裏書ヲ爲スコトヲ要ス

第五百十九條 爲替手形ノ複本ニ其複本タルコトヲ
示ササルトキハ其各通ハ獨立ノ爲替手形トシテ其
效力ヲ有ス

第五百二十條 爲替手形ノ複本ヲ作りタル場合ニ於
テ其一通ノ支拂アリタルトキハ他ノ各通ハ其效力
ヲ失フ但引受アルモノハ此限ニ在ラス

二人以上ニ各別ニ數通ノ爲替手形ノ裏書ヲ爲シタ
ル者又ハ數通ノ爲替手形ニ引受ヲ爲シタル者ハ支
拂ノ時ニ於テ返還アラサリシ各通ニ付キ手形上ノ
責任ヲ免ルルコトヲ得ス

第五百二十一條 爲替手形ノ複本ノ所持人カ引受ヲ
求ムル爲メ其一通ヲ送付シタルトキハ他ノ各通ニ

其送付先ヲ記載スルコトヲ要ス

前項ノ記載アル爲替手形ノ所持人ハ引受ヲ求ムル
爲メニ送付シタル一通ノ爲替手形ヲ受取りタル者
ニ對シテ其返還ヲ請求スルコトヲ得若シ其者カ之
ヲ返還セサルトキハ拒絕證書ニ依リ其實事及ヒ他
ノ一通又ハ數通ノ爲替手形ヲ以テ引受又ハ支拂ヲ
受クルコト能ハサリシコトヲ證明スルニ非サレハ
其前者ニ對シテ擔保又ハ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ
得ス

第五百二十二條 爲替手形ノ所持人ハ其謄本ヲ作ル
コトヲ得

爲替手形ノ謄本ニ或事項ヲ記載シタルトキハ其事
項ト原本ニ記載シタル事項トヲ區別スルコトヲ要
ス

第五百二十三條 所持人カ爲替手形ノ引受ヲ求ムル
爲メ其原本ヲ送附シタル場合ニ於テ其謄本ヲ作り
タルトキハ之ニ其原本ノ送付先ヲ記載スルコトヲ
要ス

前項ノ記載アル謄本ノ所持人ハ原本ヲ受取りタル
者ニ對シテ其返還ヲ請求スルコトヲ得

第五百二十四條 引受ヲ求ムル爲メニ送付シタル爲
替手形ヲ受取りタル者カ之ヲ返還セサル場合ニ於
テ其謄本ノ所持人カ拒絕證書ニ依リテ其實事ヲ證
明スルトキハ謄本ニ署名シタル者ニ對シテ擔保ノ
請求ヲ爲シ又謄本ニ記載シタル満期日カ到來シタ
ル後ハ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第三章 約束手形

第五百二十五條 約束手形ニハ左ノ事項ヲ記載シ振
出人之ニ署名スルコトヲ要ス

- 一 其約束手形タルコトヲ示スヘキ文字
- 二 一定ノ金額
- 三 受取人ノ氏名又ハ商號
- 四 單純ナル支拂ノ約束
- 五 振出ノ年月日
- 六 一定ノ満期日

七 振出地

第五百二十六條 振出人カ約束手形ニ支拂地ヲ記載セサリシトキハ振出地ヲ以テ其支拂地トス

第五百二十七條 一覽後定期拂ノ約束手形ノ所持人ハ其日附ヨリ一年内ニ振出人ニ約束手形ヲ呈示スルコトヲ要ス但振出人ハ之ヨリ短キ呈示期間ヲ定ムルコトヲ得

所持人カ拒絕證書ニ依リ前項ニ定メタル呈示ヲ爲シタルコトヲ證明セサルトキハ振出人以外ノ前者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

第五百二十八條 所持人カ一覽後定期拂ノ約束手形ヲ呈示シタル場合ニ於テ振出人カ呈示ヲ受ケタル旨又ハ其日附ヲ約束手形ニ記載セサリシトキハ所持人ハ呈示期間内ニ拒絕證書ヲ作ラシムルコトヲ要ス此場合ニ於テハ其拒絕證書作成ノ日ヲ以テ呈示ノ日ト看做ス

所持人カ拒絕證書ヲ作ラシメサリシトキハ振出人以外ノ前者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

振出人カ呈示ノ日附ヲ記載セサリシ場合ニ於テ所持人カ拒絕證書ヲ作ラシメサリシトキハ呈示期間ノ末日ヲ以テ呈示ノ日ト看做ス

第五百二十九條 第四百四十六條、第四百四十九條乃至第四百五十一條、第四百五十三條乃至第四百六十四條、第四百七十一條、第四百八十條乃至第四百九十九條、第五百八條乃至第五百十七條及第五百二十二條ノ規定ハ約束手形ニ之ヲ準用ス

第四章 小切手

第五百三十條 小切手ニハ左ノ事項ヲ記載シ振出人ニ署名スルコトヲ要ス

- 一 其小切手タルコトヲ示スヘキ文字
- 二 一定ノ金額
- 三 支拂人ノ氏名又ハ商號
- 四 受取人、氏名若クハ商號又ハ所持人ニ支拂

フヘキコト

五 單純ナル支拂ノ委託

六 振出ノ年月日

七 支拂地

第五百三十一條 削除

第五百三十二條 小切手ハ一覽拂ノモノトス

第五百三十三條 小切手ノ所持人ハ其日附ヨリ十日内ニ小切手ヲ呈示シテ其支拂ヲ求ムルコトヲ要ス

所持人カ前項ニ定メタル呈示ヲ爲サリシトキハ其前者ニ對シテ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

第五百三十三條ノ二 小切手ノ振出人ハ呈示期間經過前ニハ支拂ノ委託ヲ取消スコトヲ得ス

支拂人ハ呈示期間經過ノ後ト雖モ小切手ノ支拂ヲ爲スコトヲ得

第五百三十三條ノ三 小切手ノ所持人カ支拂人ノ加入シタル手形交換所ニ小切手ヲ提出シタルトキハ支拂地ニ於テ支拂ヲ求ムル爲メ之ヲ呈示シタルト同一ノ效力ヲ有ス

第五百三十四條 小切手ノ所持人カ其前者ニ對シテ償還ノ請求ヲ爲スニハ支拂拒絕證書ノ作成ニ代ヘ

支拂人ヲシテ支拂期間内ニ支拂拒絕ノ旨及ヒ其年月日ヲ小切手ニ記載セシメ且之ニ署名セシムルヲ以テ足ル

手形交換所ニ於テ呈示期間内ニ小切手ノ提出及ヒ支拂拒絕アリタル旨ヲ證明シタルトキ亦同シ

第五百三十四條ノ二 前二條ノ手形交換所ハ司法大臣之ヲ指定ス

第五百三十五條 小切手ノ振出人又ハ所持人カ其表面ニ二條ノ平行線ヲ畫キ其線内ニ銀行又ハ之ト同一ノ意義ヲ有スル文字ヲ記載シタルトキハ支拂人ハ銀行ニ對シテノミ支拂ヲ爲スコトヲ得

振出人又ハ所持人カ平行線内ニ特定セル銀行ノ商號ヲ記載シタルトキハ支拂人ハ其銀行ニ對シテノミ支拂ヲ爲スコトヲ得但其銀行カ其商號ヲ抹消シテ他ノ銀行ノ商號ヲ記載シ之ニ取立ノ委任ヲ爲スコトヲ妨ケス

第五百三十六條 振出人カ支拂人ナシテ支拂ヲ爲サ
 シムルコトヲ得ル金額ヲ超エテ小切手ヲ振出シタ
 ルトキハ五圓以上十圓以下ノ過料ニ處ス
 第五百三十七條 第四百四十六條、第四百四十七條、
 第四百四十九條ノ二、第四百五十二條、第四百五
 十二條ノ二、第四百五十五條、第四百五十七條、
 第四百五十九條乃至第四百六十四條、第四百八十
 三條、第四百八十四條、第四百八十六條乃至第四
 百八十九條ノ二、第四百九十一條、第四百九十二
 條、第四百九十五條、第五百十四條乃至第五百十
 五條ノ二、第五百十五條ノ五及ヒ第五百十七條ノ
 規定ハ小切手ニ之ヲ準用ス

商法施行法

第二百二十五條 外國ニ於テ爲シタル手形行爲ノ要件
 ハ行爲地ノ法律ニ依ル
 前項ノ規定ニ拘ハラズ外國ニ於テ爲シタル手形行
 爲カ日本ノ法律ニ定メタル要件ヲ具備スルトキハ

外國ノ法律ニ依レハ要件ヲ具備セサルトキト雖モ
 爾後日本ニ於テ爲シタル手形行爲ハ有效トス日本
 人カ外國ニ於テ日本人ニ對シテ爲シタル手形行爲
 カ日本ノ法律ニ定メタル要件ヲ具備スルトキ亦同
 シ
 第二百二十六條 外國ニ於テ手形上ノ權利ヲ行使又ハ
 保全スル爲メニ爲ス行爲ノ方式ハ行爲地ノ法律ニ
 依ル

手形法條文索引

第四百三十四條 一、六、一四頁以下同一
 第四百三十五條 七、一二
 第四百三十六條 四二、四三、四四、四五
 第四百三十七條 二〇、二一、二二
 第四百三十八條 三五
 第四百三十九條 八、八〇
 第四百四十條 八、八三、一八九
 第四百四十一條 八一、九七、一八五
 第四百四十二條 四九、五〇、一一四
 第四百四十三條 六二、八三、一三九
 第四百四十四條 六四、六五、八三、一三九
 第四百四十五條 七、一四、七四、一二四
 第四百四十六條 六九
 第四百四十七條 一二四
 第四百四十八條 一二八
 第四百四十九條 一六、六九、七〇、一一五

第四百四十九條ノ二 一七、六九、七〇
 第四百四十九條ノ三 一六、七〇
 第四百五十條 一八、一九、七〇、一一〇
 第四百五十一條 一九、一二七
 第四百五十二條 二二八
 第四百五十二條ノ二 一五一、一六三
 第四百五十三條 七五、一一四、一二八
 第四百五十四條 五一、七四、一二八
 第四百五十五條 八、七八、八五、一二八
 第四百五十六條 九一、九二
 第四百五十七條 八六
 第四百五十八條 八八
 第四百五十九條 八七、九二
 第四百六十條 八八、九二
 第四百六十一條 九一
 第四百六十二條 九三、一八八

第四百六十三條 八八、九四
 第四百六十四條 八九、九〇、九一
 第四百六十五條 一三二
 第四百六十六條 一二九、一三六
 第四百六十七條 一三六
 第四百六十八條 一四、一三二
 第四百六十九條 一三三
 第四百七十條 一三八
 第四百七十一條 一三八
 第四百七十二條 八二、一二八、一三四、一三五
 第四百七十三條 一三四
 第四百七十四條 九八、一〇八、一四二
 第四百七十五條 一四二
 第四百七十六條 一四二
 第四百七十七條 九八、一四三
 第四百七十八條 一四五
 第四百七十九條 一四三、一四四
 第四百八十條 八二、一三八、一四三

二六〇
 第四百八十一條 一四四
 第四百八十二條 七七、一一一、一二九
 第四百八十三條 八、六〇
 第四百八十四條 六一
 第四百八十五條 六〇、八三
 第四百八十六條 一一六
 第四百八十七條 一一四
 第四百八十七條ノ二 一一九
 第四百八十八條 一一九
 第四百八十八條ノ二 一一九
 第四百八十八條ノ三 一一九、一二〇
 同 上ノ三 一一九、一二八、一六三
 同 上ノ四 一一九
 第四百八十九條 八七、一一七、一二八
 第四百八十九條ノ二 七六、一一七
 第四百九十條 一一四、一一七、一二八、一五一
 第四百九十一條 八二、九八、一二〇、一五三
 第四百九十二條 一二二、一五四
 第四百九十三條 一五四

第四百九十四條 一五四
 第四百九十五條 一二三、一五四
 第四百九十七條 一〇五、一〇六、一四〇、一四一
 第四百九十八條 一〇五、一〇六、一四一
 第四百九十九條 一〇七
 第五百條 一七六
 第五百一條 一七六
 第五百二條 一七六
 第五百三條 一七六、一七七
 第五百四條 一七七
 第五百五條 一七八
 第五百六條 一七七
 第五百七條 一七七
 第五百八條 一八〇
 第五百九條 一八〇
 第五百十條 一八二
 第五百十一條 一八二
 第五百十二條 一八一

第五百十三條 一八二
 第五百十四條 五三、五四
 第五百十五條 五四、五五
 第五百十五條ノ二 五六
 第五百十五條ノ三 五六
 第五百十五條ノ四 五六
 第五百十五條ノ五 五六
 第五百十六條 五六
 第五百十七條 五七
 第五百十八條 一四七
 第五百十九條 一三〇、一四六
 第五百二十條 一四八、一四九
 第五百二十一條 一四七、一四八
 第五百二十二條 一四九
 第五百二十三條 一四九
 第五百二十四條 一五〇
 第五百二十五條 七、一四、六八、七四
 第五百二十六條 七二、一一五

第五百二十六條ノ二	七二、一一五
第五百二十七條	七七、一一三
第五百二十八條	一一一、一一三
第五百二十九條	
第五百三十條	七、一四、一六二
第五百三十二條	一六四
第五百三十三條	一六四
第五百三十三條ノ二	一六六
第五百三十三條ノ三	一七一
第五百三十四條	一七二
第五百三十四條ノ二	一七三
第五百三十五條	一六四、一六五
第五百三十六條	一六七
第五百三十七條	

昭和二年三月十五日 印刷
 昭和二年三月二十日 發行
 昭和二年四月五日 再版發行
 昭和二年四月廿五日 三版發行
 昭和二年五月五日 四版發行
 昭和二年五月廿日 五版發行

定價金貳圓



識智の形手

著者 室岡四郎

發行者 宮下軍平

印刷者 下川隆博

東京市神田區錦町一ノ六
 東京市神田區美神保町七

東京 平凡社印刷所 神田

發行所

東京市神田區錦町一ノ一六
 振替東京第三四〇九番

二松堂書店

電話神田一四一〇番

東京朝日新聞記者 深澤甲子男氏著

銀行と金融

四六判美本全一冊
定價金 壹圓
送料金 十四錢

嘗て銀行員であつた著者の見識は其處に異彩ある新聞眼を働らかしてゐる、従つて其説く處の理論と實際は類書の追従を許さぬ權威である。難解とされて居る經濟常識の一部門たる、銀行論と金融論とを肩をこらさずに讀解せしめて行く特色は非常に歡迎されてゐる。

樋口麗陽 著

新しい銀行利用法

四六判上製全一冊
定價金 一圓五十錢
送料金 十六錢

本書は銀行の内面と裏面を説き誰でも自由に利用せし得る幾多方法を教へ銀行でも喜んで利用に應ずる方法である一讀せば忽ち銀行を利用せすには居られない。

井關孝雄 著

農業金融論

四六判上製全一冊
定價金 二圓五十錢
送料金 十八錢

414
98

